

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年12月13日(水)午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久木田 大和 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	野村 和人 君	委員	藤田 直仁 君
委員	塩井川 公子 君	委員	松枝 正浩 君
委員	川窪 幸治 君	委員	木野田 誠 君
委員	前島 広紀 君	委員	池田 綱雄 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田 竜二 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	小倉 正実 君	財政課長	石神 幸裕 君
財産管理課長	楠元 聡 君	財政課主幹	末増 あおい 君
財産管理課主幹	堀切 貴史 君		
教育部長	池田 宏幸 君	教育総務課長	林元 義文 君
学校教育課長	阿多石 英樹 君	社会教育課長	福永 清美 君
学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長	西溜 和幸 君	学校教育課長補佐	尾崎 裕樹 君
社会教育課長補佐	田上 裕紀 君	教育総務課主幹	町田 信彦 君
学校給食課主幹	竹下 裕一郎 君	教育総務課教育政策G長	山内 太 君
社会教育課文化財G長	堀之内 清子 君	学校教育課指導事務G指導主事	上唐湊 武 君
学校教育課学事G主事	小濱 后央 君		
企画部長	出口 竜也 君	企画政策課長	上小園 拓也 君
情報政策課長	八ヶ代 秋吉 君	企画政策課主幹	藤田 光治 君
情報政策課主幹	出口 幹広 君	企画政策課企画政策SL	川床 智文 君
企画政策課企画政策G主事	永田 蓮 君		
市民環境部長	有満 孝二 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	末松 正純 君	環境衛生課主幹	白鳥 竜也 君
環境衛生課主幹	堀切 昇 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	有村 昭司 君
環境衛生課衛生施設G長	四本 久 君	環境衛生課衛生施設GSL	塩満 慶太 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事	姫野 貴之 君		
農林水産部長	永山 正一郎 君	耕地課長	八重山 純一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	農政畜産課主幹	内村 光孝 君
耕地課主幹	笠井 剛 君	林務水産課主幹	川原 昭司 君
林務水産課主幹	鶴園 裕之 君	林務水産課林務水産GSL	清藤 明夫 君
林務水産課森林土木GSL	白井 健二 君	農政畜産課農林水産政策G主査	藤山 健 君
商工観光部長	池田 豊明 君	商工振興課長	立野 博 君
商工観光施設課長	園畑 精一 君	商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長	徳永 健治 君
商工振興課主幹	西村 賢三 君	商工観光施設課主幹	松崎 義美 君
商工振興課商工観光政策GSL	川野 洋也 君	商工観光施設課施設管理G主査	泊口 清輝 君
商工観光施設課施設管理G主査	若松 樹 君		

建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	土木課長	笛田 純一 君
都市計画課長	秋窪 達郎 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	建設部建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野 浩二 君
建設政策課主幹	丸山 省吾 君	建築住宅課主幹	和田 清仁 君
土木課主幹	立山 和幸 君	都市計画主幹	深迫 康幸 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	区画整理課主幹	原田 聡 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	土木課河川港湾GSL	山内 武志 君
区画整理課業務第2GSL	中尾 伸也 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君
保健福祉部長	有村 和浩 君	保健福祉政策課長	川畑 信司 君
子育て支援課長兼こどもセンター所長	宮田 久志 君	長寿・障害福祉課長	中村 和仁 君
保険年金課長	松元 政和 君	こども・くらし相談センター所長	大窪 修三 君
子育て支援課課長補佐	村岡 新一 君	保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君
子育て支援課主幹	小橋 朋彦 君	長寿・障害福祉課主幹	唐鎌 賢一郎 君
こども・くらし相談センター主幹	稲留 幸一郎 君	保険年金課国民健康保険G長	蔵原 寛久 君
長寿・障害福祉課障害福祉G長	石原 智秋 君	保険年金課後期高齢者医療G長	越口 潤一郎 君
保健福祉政策課政策GSL	宮原 健介 君	長寿・障害福祉課障害福祉GSL	富永 良 君
長寿・障害福祉課障害福祉GSL	石塚 照久 君	長寿・障害福祉課介護保険GSL	有馬 要子 君
上下水道部長	上小園 伸一 君	上下水道総務課長	寶徳 太 君
下水道工務課長	三島 由起博 君	上下水道総務課主幹	滝間 宏 君
下水道工務課主幹	前田 裕明 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第110号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について

議案第111号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第112号 令和5年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第113号 令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第2号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時58分」

○委員長（久木田大和君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る12月5日の本会議で付託されました議案4件の審査を行います。お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第110号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第110号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について、総括及び総務部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）についての総括をご説明申し上げます。この補正予算は、歳入確保策の一環として実施する企業版ふるさと納税に要する経費や、学校給食調理場の改修に要する経費を主なものとしています。歳入につきましては、国・県支出金、市債等を特定財源とし、令和4年度からの繰越金を一般財源としています。その結果、歳入歳出それぞれ8億4,700万1,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ725

億 4,462 万 9,000 円としようとするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものです。次に、総務部の関係につきまして、ご説明いたします。総務部では、歳入歳出予算の補正はなく、第 3 表で公共施設照明 LED 化事業に係る債務負担行為の設定のみを行うものです。詳細につきましては、引き続き、財産管理課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○財産管理課長（楠元 聡君）

財産管理課の令和 5 年度補正予算について説明します。一般会計補正予算書（第 8 号）の 5 ページ、一般会計補正予算（第 8 号）に関する説明書の 53 ページ・新規事業等概略図の 1 ページをお開きください。今回の補正予算における債務負担行為の追加は、第 3 表、債務負担行為の補正のうち、公共施設照明 LED 化事業です。財産管理課では、霧島市公共施設管理計画に掲げる民間活力の活用の取組として、令和 4 年度から民間提案制度を導入しており、今回の公共施設照明 LED 化事業は、当該制度を活用し、2050 年カーボンニュートラルに資する提案というテーマで民間事業者にアイデアを求め採用した事業です。提案採用後は、電気使用量の多い施設から現地調査や削減効果の試算などを行い、事業化に向けた調整を図っているところです。この度、提案を採用した事業者との協議が整った国分シビックセンター照明の LED 化について、補正予算に計上するものです。本事業は令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間のリース事業により実施する計画であることから、債務負担行為を設定し、今年度末までに LED 化の改修工事を終えようとするものです。限度額につきましては、1 年間のリース料 847 万 5,000 円の 10 年間分として、8,475 万円としております。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから総括及び総務部に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

まず、補正予算全体についてお伺いいたします。今回の補正予算を拝見してみますと、教育部の関係では、令和 5 年度の当初予算に計上ができていたのではないかというふうに私自身は感じ取ったところでありますけれども、補正予算の計上で財政課を含めて担当部署と協議をまずなされ、そしてまた、市長、副市長を含めて協議をして議論されると思いますけれども、この辺の補正予算全体に係る部分での内容を少し説明していただけますでしょうか。

○財政課長（石神幸裕君）

今回の 12 月補正につきましては、当初予算で捕捉できなかった分、特に扶助費等の決算見込みによる過不足を精査するタイミングの補正となっております。その辺を基に財政課から各部局に通知をしまして、市民生活に支障がないようにということで、補正要求をしているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

教育部の予算については、どのような議論がなされているのか、お示しいただけますか。

○財政課長（石神幸裕君）

全体でございますか、1 事業についてですか。

○委員（松枝正浩君）

教科書の関係とか、この辺が改訂が分かっていたのではないかというふうに思っていますけれども、その辺が、なぜこの補正予算だったのか。

○財政課長（石神幸裕君）

この説明資料でいきますと、6 ページになろうかと思っておりますけれども、小学校の教師用教科書等配布事業の件だと思います。これにつきましては、実際に今現在、電子化の部分と、冊子の部分と併用して今、運用されている状況でありまして、実際の購入額、冊数の件で、実際、当初で組んだほうがいいのか、補正がいいのか。結局、部数の確定の時期もございまして、その辺があつて、我々も計上時期を悩んでいるところでありますけれども、具体的には教育部で聞いていただければと思

います。

○委員（松枝正浩君）

それでは債務負担行為についてお聞きいたします。10年間の債務負担が組まれているわけですが、当然工事をされてから10年間のリースということで先ほど御説明がありましたですけれども、この10年間というのが一般的なのかどうか、このような判断が、10年というのが妥当なのかどうかというのは判断しづらいので、他市の状況とかありましたら、お示ししていただいでよろしいでしょうか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

このLED化でリース事業で行っている他自治体の事例でございますけれども、今回、契約しようとする事業者はアイリスオーヤマでございますが、アイリスオーヤマの場合は、他市事例では10年間が多いようでございます。その他の事業者によるものの事例でいくと、リース事業は15年というものが多くございます。

○委員（前川原正人君）

財政全般に関わる問題なんですけれども、総括的な部分です。合併特例債で、補正予算書の27ページで、合併特例債、補正額が7,220万円ということで、計上があるわけですが、その中で、9月の補正の段階では、合併特例債の金額の上限を、大体、建設における合併特例債で御説明いただいた経緯がございます。そのときの上限額は481億円ということになっておりますけれども、これが、今回、プラス7,220万円ということになりますと、当然この分については、単純ではないでしょうけれども、全体ではどれぐらいの合併特例債の金額になるのか、お示しいただけますか。

○財政課長（石神幸裕君）

合併特例債につきましては、現在建設事業費は481億円が上限で、基金が19億円、計500億円となっております。令和7年度までの計画でございますけれども、令和7年度のクリーンセンターの大規模な分を入れなければ、この分で足りる予定でありますけれども、このクリーンセンターの分を、全額特例債に置き換えるということで、今、健全化計画の見直しの策定をしているところであります。特にこの追加分につきましては、当初想定した4次計画で想定した分の範囲内に収まっているところです[10ページに訂正発言あり]。

○委員（前川原正人君）

ということは、9月の時点では、合併特例債で普通建設事業等を見直すことも、予定をしますよということで、結局は財源組替的な要素も含んでいるという理解でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

今回新市まちづくり計画にあります、合併特例債の上限を引き上げる要因が二つございまして、一つはクリーンセンターの分を、4次計画では、財源として全額充てるまでの特例債がございませんでしたので、廃棄物事業債を充てるということにしておりました。その分が、クリーンセンターの総事業費が、ほぼ確定したものですから、それを見込んで、全額、有利であります合併特例債に置き換えるということと、現在の物価高騰における、普通建設事業費の増加分を見込んで、今、試算をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと当然その合併特例債ですので、一つの市の借金ということで、またその部分については、のちのち財源措置ということもあろうけれど、あとの残額が大体100億円ぐらいの見込みということで理解をしてよろしいですか。基金は含まないで。

○財政課長（石神幸裕君）

その100億円につきましては、今現在の先ほど申し上げました481億という建設事業費の分の残り、今確認できないんですけども、申し上げたと思います。106億円と残りが、それにつきましては4次計画で、全額、活用するというので計画をしておまして、それでは足りない先ほど申し上げた二つの点を増額するというので、今それがどの程度まで必要なのかっていうのを、今、財政

シミュレーションを行っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

方向性は分かっているわけですが、しかし実際にどれぐらいになっていくのであろうという量的な部分ですよね。あと106億円ほど残りが残りますよというふうになりますけれど、それが大体、いつぐらいで。方向性は、大きくは分かっていますが、詳細部分というのが分かるのはいつぐらいを予定されていらっしゃるか。

○財政課長（石神幸裕君）

9月議会の総務環境常任委員会で説明いたしました。今、市、健全化計画4次の改訂版の策定をしております、その策定期間を今年度中に行う予定であります。今年度中というのが申し上げますと、令和6年度の当初予算と金額を健全化と合わせるということで今作業を進めておまして、それに伴いまして、上限額を上げる場合は、県との協議を終えて、その後、新市まちづくり計画を議案として議会のほうへ提案する予定でございます。それも健全化計画の4次の改定を策定した後に、新市まちづくりの変更について、議案として提案する予定でございます。

○委員（木野田誠君）

LED化についてお伺いしますが、電気使用量の多い施設からということで、口述がなされておりますけれども、どういう施設からどういう施設までを想定して10年間でやられるのか教えてください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

LED化につきましては口述で申し上げたとおり、電気使用量の多い施設からということをしております。まず初めにこのシビックセンターを選定しましたのは、本庁として、1番電気使用量が多い施設でございます。まずはここから始めたいと思っております。今回の債務負担行為でシビックセンターの分のみとなっております。それ以降につきましては、対象としましては、学校、スポーツ施設、その他社会施設を対象としておりますが、まずその中でも、電気使用量の多いところから、今、実際調査を進めておまして、その実施計画といいますか、リースにかかる費用、取替え、設計費も含めて、設計費用と、それから電気の削減効果、総体しまして、できる数が、一遍にはできませんので、ある程度、三つ、四つとかそういうような単位で、一応計画をつくって、今後また債務負担行為なり、予算化のほうを要望していきたいと考えているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

関連で、質問なんですけど公共施設照明のLED化事業全体のことについて話をもう少し聞きたいんですが、資料をいただいている中では、今時点でこの事業をする前に、約全体の7%がもうLED化されているというふうに読み取れるんですが、今回のこの事業で、さらに何%がLED化されるんだろうかということをお聞きしたいと思います。

○財産管理課長（楠元 聡君）

先ほど学校とかスポーツ施設と言いました。そのほかに総合支所、こちらのほうも率先して、まず行政施設棟からもやりたいと思っております。それとあと、LED化の全体計画でございますが、やはり照明が多くて、使用量、利用率が高いところ、こちらというのはLED化にすることによって削減効果が大きいんです。削減効果が大きいということはそこにかかった費用、リースを、下がった分で賄うことは可能なんですけれども、小さい施設、本当平屋だとか、二階建て程度の小さい施設でなおかつ照明が少なくて電気を余り使わないところ、これについては、削減効果が余り見込めなくて逆にリース料のほうを上回ってしまうというのがございます。ですので、そのあたりは、全部を一応調査はかけるつもりでございますけれども、削減効果を見込めない、リースでやることのほうが逆に不利な場合もあります。その時は、直接修繕若しくは工事に変えたほうが、市にとって支出が少ない場合もありますので、そこら辺は調査して見計らっていきながら、該当施設というのは選定していきたいと思っております。

○委員（藤田直仁君）

質問の仕方が悪かって僕が聞きたいことじゃなくて、その先いきたいことまで全部お答えいただいたんですが、今回シビックセンターがLED化されますよね。そうすると、それまでにもう既に約全体の7%がLED化されているということに書いてありますよね。今回のこの事業で、何%ぐらいLED化されるんですかという質問だったんですが、よろしく願いいたします。

○財産管理課長（楠元 聡君）

さっき言った7%でございますが、LED化、率ではなくて、施設数で言っておるものですから、LED化された100%ではないので、そうなるのかなりもっとすると減ってまいります。申し訳ありませんがこの施設をLED化することで市の所有施設の中で何%になるかというのは試算していないところでございます。

○委員（藤田直仁君）

それと、確認というか解釈が間違ったらいけないんで、まずこのLED化は、この後も随時、費用対効果が多い所からやっていかれると思うんですけども、全て業者はアイリスオーヤマで取り組まれる予定でいるのでしょうか。それと今分かっている段階で結構なんですけど、今回は年間847万5,000円ですよね。これを見ると、あと三、四年で全部事業完了したいと。総体でどれぐらいのリース料がかかってくるっていうふうに試算をされているのでしょうか。もし分かっていたら教えてください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まずアイリスオーヤマの件でございますが、この民間提案制度で、2050年カーボンニュートラルに資する提案ということで募集を行いました。そしてアイリスオーヤマを含むの3事業者が応募してまいりました。東芝エレベーター、それからオムロンソーシャルソリューションズが来ております。3社とも提案というのを採用しております。一つにそれぞれについて御説明しますと、アイリスオーヤマの場合は公共施設照明をリース事業費でLED化して、省エネによる電気代の削減を図るとともにCO2削減を実現するという提案でございました。それではさっき言ったように10年間のリースです。*****。それから東芝エレベーターでございますが、東芝エレベーターは、ESCO事業ですけれど簡単に言うともこれもリース事業みたいなものなんですけれども、公共施設に省エネ改修工事、維持管理、計測等のエネルギーサービスを提供するという提案でございまして、*****。あともう一つはオムロンソーシャルソリューションズですけどもこちらの場合は本市が避難所指定している施設なんですけど、避難場指定施設について、再エネ、蓄エネ、省エネ機器を導入して、地域レジデンスの脱炭素化を図ると同時に、実現をするという提案でございまして、*****。私どもとしてはまず、オムロンに関しては避難所指定施設に蓄電池とか太陽光パネルつくるということで、これはアイリスオーヤマの通常の公共施設のLED化と別物だというふうに考えてございまして、オムロンについては避難所施設について、導入可能なのかというのを現地調査していただいているところでございます。通常の公共施設、アイリスオーヤマと東芝エレベーターですけども、選定委員会において、優劣をつけさせていただき、点数化して、優先交渉権者がアイリスオーヤマ。次点者が東芝ということをしてしております。3社とも採用した例なんですけど、私どもとして公共施設の照明をできるだけ早く、LED化したいということもありましたので、3社の提案をそれぞれ採用させていただいたと。東芝につきましてはアイリスオーヤマができ

なかったところ、無理だなというところを、次点の東芝のほうに交渉いたしまして、実現化、費用面について、妥協できるであれば、合意できれば採用するというような形をとっています。オムロンに対してさっき言った避難場ということでできるだけ早くしたいと思っています。あと、それから総体のリース代ということなんですけれども、これはまた実際調査をかけていって、実際できる金額で協議をしたいと考えているので総体の事業費というものは、一応まだ出ておりません。ただし、私ども考えているのは、今支払っている電気代の中に収まるということが原則ですのでこれを上回るものだったら合意できないというふうに考えてございます。

○委員（木野田誠君）

確認ですけど今話ささせてもらいましたけど、電気代を含むという理解でいいですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

電気代は含まれません。電気代が安くなりますので、安くなった分は電気事業者に払います。下がった分はリース代で払うということになっております。ですので今まで払っている光熱水費を使用料賃借料に組み替えるというようなイメージでございます。

○委員（木野田誠君）

分かりました。それで、10年間の契約されるわけですよ。それで、このLEDの機器については大分進歩してきて熱を持たないとか、それから、同じワット数で明るさがメーカーによっても違うというのがあるみたいなんですけれども、その辺はアイリスオーヤマとは、途中でも交渉できるとかそういう、とにかく電気料が安くなればいいわけですけども、その辺は交渉されるということは盛り込まれてるんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

新たな製品の開発時期については私ども分かりませんが、まず、こういう事務所、学校、スポーツ施設、これは照度基準が定められておりますので、まずはその照度基準をクリアしなきゃいけないというのが必ずあると思います。それをクリアする形の照明の数であったりとかします。あと、アイリスオーヤマは照明器具の製造メーカーでもございますので、新たな製品があればまた、協議をしていきたいと考えているところでございます。

○総務部長（小倉正実君）

ただいま、財政管理課長が申しあげましたけれども新たな製品については、当然一旦つけたものを途中で10年間の間に途中で変えるということはないというふうに考えておりますけれども、段階的に整備してまいりますので、その段階に応じて適切な製品が何かということ等も踏まえた上で新たな製品があれば、そういうことを協議していきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

アイリスオーヤマは自分とこの自社製品があるわけですけど、それよりすぐれた製品があれば次の段階で取り付ける場合はその辺は交渉できるんですかどうなんですか。要するにアイリスオーヤマ製品以外を使うあれがあるかどうかということです。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まずはアイリスの提案を採用しておりますので、アイリス以外の製品を使うというのはあまりないのではないかと考えております。

○委員（前島広紀君）

先ほどの藤田委員の質問の確認なんですけれども、これ、新規事業概略図のLED化事業というところなんですけれども、そこでスケジュールに関しまして、まず確認したいんですが、1月に契約をして、改修工事が3月末には終わると、全部終わるということですよ。4月からリース料が発生するというのも、確認をしたいんですけど。

○財産管理課長（楠元 聡君）

委員の言われたとおり1月に契約いたしまして、3月末までにLED化を完了させて、4月1日から、新しいLEDを使うというふうに考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

そういうことで10年間のリース契約ということということなんですけれども、そこで次の5の導入効果のところ、リース期間のコストに関しまして、現状が1,590万円ぐらいの電気代を払っているのに、今度LED化をしますと、電気代が531万円、そしてリース料が847万円で、先ほどから話がありますように、合計が1,379万ということになって、今払っている電気代よりも安くなるよと。リースしてもってという説明は理解できたわけなんですけれども、その下のリース期間終了後のコストが今の電気代の1,590万円に対しまして、今度はリース代がなくなると10年後は、ということを書いてあるわけなんですけれども、そこでお伺いしたいのは、10年後にリース契約が切れた後のリース代がなくなる。普通大体リースが切れても10%とか、そういうのが普通だろうとは思いますが、リース代がなくなって、どのぐらいまた、使用できると考えておられるのか、お伺いいたします。

○財産管理課長（楠元 聡君）

LEDでございますが、LEDの照明のランプですけれどもこちらのほうは、メーカーのカタログ値でいきますと、4万時間以上使用できるとなっております。これをまた、LEDの照明のほう、こういう事業を取り入れられたのがまだ日が浅くて、10年以上たっているというのはなかなかないんですけど、各メーカーに聞きましたら10年で、ランプが切れるとか、そういうことは余り考えていないと。15年とか、うまくいけば20年とかもつ可能性もあるかと思っておりますけれども、私どもとしても、10年でリースは終わりますと、想定ですけどもかなり長く使えるのではないかなと考えております。蛍光灯になりますと、取替え頻度が高いですので、それを考えるとLED照明というのはランプの交換がほぼないに近いものですから、維持管理費についてもかなり削減できるんじゃないかなと考えてございます。

○委員（前島広紀君）

余りはっきりした答えではなかったわけなんですけれども、ここの導入効果のところでは、リース分料がなくなれば、電気代が531万5,000円になりますよって書いてあるわけなので、その辺りもうもう少し具体的に検討していただきたいというふうに思います。その後10年後どうするのか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

10年たったら無償譲渡されますので、照明器具も全て市のものになりますが、そのあとLED照明器具は結構寿命が長いというふうに考えておりますので、機器が故障することは余りないかと思っております。ランプが切れた際にランプ替えをする程度という感覚で考えておりますので、この電気代531万5,000円、これプラスごく僅かでございますが、ランプの取替え若しくは機器の故障があったときに修繕を行うぐらいだと考えていますので、修繕費に関してはかなり安いのではないかなというのを想定しております。

○委員（野村和人君）

まず、今のお話の続きのところなんですけれども、確かに私も、10年後のことが心配でした。実際先ほどランプを変える程度というような話もあったんですけど、LEDはほとんどが一体型なんですよね。だから機器ごとと変えないといけないことがほとんどだと思います。ですので、リース契約って言えば、本当に先ほどお話しされたように再リースをして、維持管理をそのままお願いするパターンというのがあると思っておりますので、それも含めて今後交渉していただきたいなというふうにも思ったところです。それと先ほど、藤田委員のほうからのところで、民間提案の3社に対する比較について御答弁いただいたんですけども、その中に対して今後、ほかの総合支所や学校施設についても、ほかのメーカーでの採用もあり得ると。あることを考えてらっしゃるというような状況ですので、改めてそれ3社の比較表なり、資料をいただけませんか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

3社の比較表というわけではございませんが、昨年、民間提案制度、カーボンニュートラルについて、採用した業者につきましては、ホームページで既に公表しているところでございます。そち

らについても、まず、審査結果とそれからそれに対して優劣を決めたように点数をつけているんですけど、その点数も公表しておりますので、それでよろしければ後ほど御配付したいと思います。そちらに提案の概要というのも書き込んでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは予算書の中について少しお聞きいたします。8ページの中で、補正額の財源の内訳ということでありまして、国県支出金、地方債、その他ということで、財源が書いてありますけれども、この中の地方債のところについて少し確認させてください。教育費に充てられるもので、市債であると、合併特例債を使われるということでもありますけれど、起債は充当率どのぐらいのパーセンテージなのか、お示しいただきたい。

○財政課長（石神幸裕君）

この起債につきましては合併特例債でございまして、特例債は充当率95%でございます。

○委員（松枝正浩君）

95%の金額が7,220万円ということで上がってるんですけども、交付税措置の関係になりますけれども、元利償還金のおよそ何割ぐらいが交付税措置になるというふうに想定されていますか。

○財政課長（石神幸裕君）

合併特例債の交付税措置率は70%でございます。

○委員（松枝正浩君）

10ページ教育費の支出の部分ですけれども、その他の財源で180万円。ふるさときばいやんせ基金が活用がされておりますけれども、この財源、基金を充てられたのは、教育に指定するものであるのかどうか、ということであるのか確認をさせてください。

○財政課長（石神幸裕君）

総括で答えるべきか今悩んだところでございます。このきばいやんせ基金につきましては、基金の六つの施策のうち学校教育の推進の項目を活用して、肢体不自由の生徒が校舎から運動場移動の際に使用する車両の購入経費に充当するための経費でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの債務負担行為の部分ですけれど、説明のポンチ絵になりますけれど、この1ページの中でゼロ債務ということで、普通の債務負担行為とは若干違うわけです。入札とか、契約年度の支払いはゼロにして、次年度以降に、その金額を全部支払っていくということがゼロ債務の意味だろうと思えますけれど、その中で、いわゆる瑕疵担保特約とか、その部分についてはどのような扱いになっているんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

瑕疵担保ということで詳しく御説明できないというところあるんですけど、リース事業でございますので、取付けた製品、こちらについて、当然施工に伴うものであれば、業者の責任でありますし、製品が故障した場合、これは使ってる側が何かして壊したものであれば、市の責任になるんですが、何もしない通常利用で故障した。ランプが切れたとかいうことであれば全て相手側の責任において、取替えていただくという、修理していただくという形になっております。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは、瑕疵担保っていうとすごく大きく聞こえるわけですよ。要は何らかの業者の責任があった場合に、そこはちゃんとやりますよということ等が、いわゆるその協定書だったり、契約書だったり、そういう中での、取決めというルールの中で、そういうことが取決められておりますかということをお聞きしたかったんです。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今現在は契約書を交わしていないので、確定はできませんけれども、通常契約書に書かれている瑕疵担保については、当然ながら設定していきたいと考えております。

○財政課長（石神幸裕君）

先ほど前川原委員から、合併特例債の今後の借入れ可能額の104億と言われたところで説明不足でしたので、説明をします。合併特例債、令和4年度までの発行済み額が361億円ございまして、令和5年度、今回の補正を含めまして約40億円発行を予定しております。計401億円になりまして、481億円の発行上限額から差し引きますと、残りが約80億円となります。申し訳ございませんでした。

○財産管理課長（楠元 聡君）

先ほど野村委員から質問があった中で補足説明させてください。先ほど昨年、ホームページで選定結果を公表いたしました表があるんですけども、この中には先ほど言いましたように優劣を決める点数とかあと、提案の概要というのは書いてあるんですけども、より詳細な中身については記入はしていません。といいますのは、この民間提案制度なんですけれども、提案そのものが、知的財産ということに該当しますので、それを模倣しようと思ったら、模倣しやすいということが業者にとってデメリットがございます。それは、私どもとしてはそれは外に、余り、採用されたのはいいですけど、採用されてないところは特に公表しないということにしております。これをしてしまうと、事業者がすると、本気で取りに来たいという、提案したいというのが怖いということで、よい提案が望めない、出せないというデメリットがあるものですから、そこは市としてはそういうことはしませんよというのを確約しなきゃならないと思っております。民間提案制度ですけども知的財産を守るためにも、採用されたところとは真摯に協議をして、実現化、双方合意ができた場合は、随意契約をするという随契前提型というのが民間提案の趣旨なんですけども、そのような形をとっておりますので、先ほど言ったオムロンと、東芝について詳細伝えたんなんですけども、そこについては記載はされておられませんので御了承いただければと思います。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午前 9時41分」

「再開 午前 9時43分」

それでは再開します。

○財産管理課長（楠元 聡君）

野村委員から質問があつて回答いたしました私の回答で、アイリスオーヤマ、それから東芝エレベーター、それからオムロンソーシャルソリューションズ、この3者の発言で、その事業の提案の内容については削除をお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括及び総務部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時44分」

「再開 午前 9時46分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の3ページをお開きください。今回の補正予算は、教科書改訂に伴う教師用デジタル教科書の導入、下肢障害のある生徒のための車両の導入、文化財の防災設備整備に対する補助金及び給食調理場の改修に係る経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）2小学校費に2,199万2,000円を追加、（項）3中学校費に183万1,000円を追加、（項）6社会教育費に992万5,000円を追加、（項）7保健体育費に7,603万円を追加し、教育費全体として1億977万8,000円を追加し、

補正後の額を86億2,447万8,000円としようとするものです。なお、全額、教育部関連の補正です。次に、補正予算書の4ページをお開きください。第2表繰越明許費補正において、(款)10教育費(項)7保健体育費に7,603万円を追加しようとするものです。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長が説明しますので、御審査よろしくお願ひします。

○学校教育課長(阿多石英樹君)

学校教育課に関する令和5年度一般会計補正予算(第8号)について、説明します。補正予算に関する説明書の45~46ページ、補正予算説明資料の6ページをお開きください。(款)10教育費、(項)2小学校費、(目)2教育振興費は、2,199万2,000円を増額しています。令和6年度の教科書改訂に伴い、国語・理科・社会のクラウド版の教師用デジタル教科書を導入するための使用料及び賃借料の増額です。補正予算に関する説明書の47~48ページをお開きください。(款)10教育費、(項)3中学校費、(目)2教育振興費は、183万1,000円を増額しています。下肢障害のある生徒が校舎から運動場等へ移動するために使用する車両の導入に係る役務費、備品購入費及び公課費の増額です。財源として、ふるさとときばいやんせ基金繰入金(補正予算に関する説明書21~22ページ)を充当しています。以上で説明を終わります。

○社会教育課長(福永清美君)

社会教育課に関する令和5年度一般会計補正予算(第8号)について、説明します。補正予算に関する説明書の49~50ページ、補正予算説明資料の7ページをお開きください。(款)10教育費、(項)6社会教育費、(目)7文化財保護費は、992万5千円を増額しています。霧島神宮が国庫補助事業を活用して防災対策機器を整備することから、協調して県及び市から補助金を交付するための増額です。また、鹿児島神宮の自火報設備整備事業について、事業実施に当たり関係機関と協議し、詳細に実施設計を行ったところ、事業費が増加したため、補助金を追加交付するための増額です。以上で説明を終わります。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長(西溜和幸君)

学校給食課に関する令和5年度一般会計補正予算(第8号)について、説明します。補正予算に関する説明書の51~52ページ、補正予算説明資料の7ページをお開きください。(款)10教育費、(項)7保健体育費、(目)5学校給食費は、7,603万円を増額しています。校舎の大規模改修により給食調理場を廃止する必要が生じた国分北小学校に、青葉小学校から給食を配送するため、青葉小学校給食調理場の改修に係る役務費及び工事請負費の増額です。財源として、合併特例債(補正予算に関する説明書27~28ページ)を充当しています。一般会計補正予算(第8号)の4ページをお開きください。青葉小学校給食調理場の改修については、給食停止とならないよう既存給食調理場を使用しながらの工事となり、令和6年度の夏季休業中に増改築工事を完了する必要があるため、今年度中に工事を発注しなければならないことから、繰越明許費を追加しています。以上で説明を終わります。

○委員長(久木田大和君)

ただいま説明が終わりました。これから教育部に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(松枝正浩君)

新規の事業書の中で、学校教育課のほうに少しお尋ねをしたいと思います。小学校の教師用の教科書等配付事業がございます。それともう一つ拡充で、中学校の特別支援教育推進事業、この二つがあると思います。あらかじめ、この改訂なり、生徒の関係というのは事前に分かっていたのかなというふうに、私は思ったところなんですけれども、令和5年度の当初予算で計上せずに、今回補正で計上したという、ちょっと経緯を説明していただければよろしいですか。

○学校教育課長(阿多石英樹君)

教科書改訂につきましては、4年に1回改訂がされるという形になります。この教科書につきましては、始良地区という形で同じ教科書を使うというふうに、教科書改訂に向けての協議会を開いて決めていくということになるんですけど、その決定がほしい8月の末から9月に決まるもので

すから、教科書メーカーがそこで決まって初めて、この教科書メーカーのデジタル教科書を注文するということが決まってくるものですから、最速でこの補正という形になります。令和6年度になってからでは、導入がどうしても4月はもう間に合わなくなってくるものですから、一番最速の一番いい時期としては、ここになってくる形になります。

○教育部長（池田宏幸君）

補足を申し上げます。今年度につきましては、このような形で最速でということだったんですけども、議員御指摘のとおり、当初予算で計上しておくべきものという考え方もございますので、来年度、中学校の改訂を控えておりまして、そちらのほうにつきましては、当初予算で計上するという方向で、今、財政課と協議をしているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

よく分かりました。またぜひ、今、部長の答弁がありましたように御検討をお願いしたいと思えます。それともう一点、中学校の特別支援の部分です。その部分について、当初の時点では把握がなされなかったのか、途中で例えば転校とかされてこられて、この時期になったのかどうか、改修の部分、備品購入ですね。御説明、よろしいでしょうか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

この生徒につきましては、小学校のほうに隣接する小学校の隣接というか、中学校区内の小学校のほうに在籍しておりましたので、状況としてはもちろん把握はできていたんですが、いろいろなやり方を考えました。実際に車椅子を押してみても、坂道を下ってみたりとか、また歩道橋が近くにあるものですから、歩道橋を使うことの意義であるとか、あと保護者の方の意向であるとか、そういったことを、あと学校の考え方等も含めて、いろいろずっと検討してきました、6年生になって今度中学1年生という形になりますけれども、授業のほう年間大体40時間分ぐらいありますので、体育関係でグラウンドにするものが。ですから、そういったことのいろんな細かいことを検証していることでどうしても時間がかかってしまいまして、今回になったという形になります。

○委員（前島広紀君）

関連なんですけれども、口述の中に、校舎から運動場へ移動するために使用する車両ってあるんですけれども、どんな形式の100何万円ですよ。170万円。概略を御説明ください。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

車両としまして、いろいろこれも検討してまいりました。新車で買うのがいいのか、中古がいいのか、いろいろかと、どういった設備が付けられるか、また改造できるのかというのがあったんですけども、最終的には今そこに捧げておりますそういった形、いわゆる軽車両の後ろを改造して、車椅子がそのままぱっと乗せられるような、スロープがつけて乗せられるような車両が一番いいのかなということでした。中古についてはなかなか丁度いい長持ちするような中古がなく、台数自体がもちろん少ないと思うんですけども、そういった意味でなかなかいいものが見つかりませんでした。そういったことで今、値段的にはちょっとやはりかかるかと思えますけれども、この子の搬送のためはもちろんなんですけれども、空いている時間帯については、いろいろ公務の中で使える部分もあるかと思えますので、そういったことも含めて、有効活用を図っていききたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

それで役務費と書いてあるんですが、これを見ますと軽車両というわけなので、それを運転する人の経費ということなんですか。誰かが運転して移動していくということなんですか。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

運転につきましては、これは教職員がなかなかできないということがあるものですから、市の方の特別支援員を、この子のためというか、この子の支援のためにつけたいと考えております。その方が一応運転をしていただいて、体育であれば体育の教師がそこに付き添って連れていくという

ような形を今のところ考えております。

○教育部長（池田宏幸君）

今、運転をする人は市の職員でというお話でしたけれども、御質問の役務費については、車両を購入して登録するときの保険料ですとか、そういうものに充当する経費でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど社会教育課のほうで、霧島神宮が国庫補助事業を活用して防災対策機器を整備をしますと。協調して県及び市から補助金を交付するための増額ですということ、口述があったわけですが、全体の総体予算というのは幾らくらいになるわけですか。

○社会教育課長（福永清美君）

防災事業全体の総事業費ですか。分かりました。神宮さんのほうは、3か年計画を立てておいで、令和5年、今年度から7年度を計画されております。現段階での総事業費を4億9,474万3,000円という事業費を見込んでおります。

○委員長（久木田大和君）

すいません、数字をゆっくりお願いします。

○社会教育課長（福永清美君）

4億9,474万3,000円。こちらが総事業費になるようです。現段階ではございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど、拡充で中学校特別支援教育推進事業ということで、それぞれ先ほど説明があったわけですが、要は、3年間溝辺中学校へ貸し与えるということで、一つの区切りを設けているわけですが、その後、これは先の話はなかなか難しいですけど、途中でまたそういうお子さんが入ってくれば当然また継続することだってあり得ますし、いなければいけないで、またそれなりの対応ということもあり得るんでしょうけれど、その辺についてはどのような対応になっていくのか、お知らせいただければと思います。

○学校教育課長（阿多石英樹君）

今、この子以外の部分では、霧島市内に現在、車椅子を使っているお子さんが1人おります。それから、今後入ってくる、今、小学6年生のお子さん、来年度入ってくる子が1人いますが、その学校は、もう敷地が校舎とグラウンド、体育館とが平面でつながっているものですから、必要がないという状況にあります。ですから、当面の間は、先ほど学校も言われましたけど、溝辺中学校のお子さんのために使うことができるのかなと考えております。その後につきましても、いろいろ財政とも検討させていただいて、福祉のほうの関係課ですかね、福祉課のほうの、そういった有効活用ももちろんできるのかなということで、学校の子どものためだけではなくて、そういった市民の活用という幅を広げることも可能なのかなと考えているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

社会教育課にお尋ねをいたします。この説明資料等含めて課長の口述にもありましたように、詳細に実施設計を行ったところ事業費が増加したとあるんですけども、この辺を少し詳しく説明をしていただいてよろしいですか。

○社会教育課長（福永清美君）

今回、事業実施に当たりまして、関係機関である消防、文化庁、国ですね、県、専門業者、鹿児島神宮と協議をいたしまして、詳細に実施設計を行いましたところ、自動火災報知機設備の設置すべき箇所増加や、施工方法などの変更などがあったことから、事業費のほうが増加した次第でございます。

○委員（木野田誠君）

同じく霧島神宮で、839万6,000円の国庫補助ですが、これの事業費は幾らなんですか。逆に言うとな国の補助事業は何%ですか。

○社会教育課長（福永清美君）

この事業につきましては、総事業費の75%が国庫補助、残り25%を県と市と事業所である霧島神宮さんのほうで3分の1ずつ負担という形でございまして、今年度、令和5年度につきましては、総事業費が2億3,375万円となっております。つきまして、市の補助は、先ほどの算定基礎に基づきまして、今年度は1,947万9,000円、市の補助をする形になっております。

○委員（松枝正浩君）

学校給食課にお尋ねをします。大規模な改修により給食調理場、北小を廃止するということがありますけれども、跡地はどのような状況になるのか、御説明いただけますでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

委員御承知のとおり、現在、国分北小につきましては、令和3年度から令和9年度の計画で大規模改修を行っておりますけれども、これに伴いまして調理場のほうは廃止しなければならないということもございますけれども、こちらのほうにつきましては、令和6年度で設計管理の委託経費を予算計上いたしまして、令和7年度で解体の方向で、今計画はいたしておりまして、跡地につきましては、今後、検討というか、学校敷地ですので、更地にするというのが一番よろしいかというふうに考えております。

○委員（松枝正浩君）

それでは給食の実数の関係ですけれども、現在、青葉小がキャパ数が幾らで実食が幾らなのか。そしてまた国分北小の実数が幾らなのか、お示しいただけますか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

青葉小学校のキャパ数につきましては、平成9年に開設された調理場でございますけれども、当時、国分北小学校の第2学校として、あちらのほうが増えておりましたので、青葉小学校が建設されましたけれども、どんどんどんどん児童数が増えていきまして、最大で800名を超える児童がいらっしゃいましたので、キャパといたしましては、調理可能食数は約900食。ただ現在、児童数はもう減少傾向にありまして、約300食を提供している状況でございます。あと国分北小学校につきましては、474食現在提供いたしております。

○委員（松枝正浩君）

廃止に伴いまして、配送の関係が出てくるかと思うんですけど、その辺の関係というのはどのような形になれるのか、御説明ください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

当然そこら辺も議論させていただきました。本来であれば、青葉小学校が共同調理場という形になりますので、当然配送車が必要になってきたり、配送員をつけないといけなくなりますけれども、こちらにつきましては、現在、隼人の給食センターのほうが、配送業務を民間業者のほうに委託しておりまして、そちらのほうの予備配送車であったり、人員の予備人員がいたりしますので、そちらのほうを活用させていただいて、委託の方向で配送のほうは考えているところでございます。

○委員（野村和人君）

同じく、青葉小学校給食調理場の件につきまして、今回、建築を増築するというところでございますが、こちらについては、現況の敷地では後ろのほうはそんなに余裕がないように思うんですけど、図面とか、どのぐらいの面積になるのか、とかの御提示はいただけませんか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

図面につきましては、また後ほど提供させていただければと思っておりますけれども、今回増築する部分につきましては、鉄骨造りの平屋建てで延べ床面積が62.2㎡になります。当然、配送をしなければいけませんので、配送車をつけるためのプラットフォームであったりとか、あと、コンテナ室、コンテナの置場、それからコンテナ洗浄室、そういったものための増築部分になります。

○委員（野村和人君）

あと、今が半ドライ方式ということなんですけども、ドライ方式に改修されるのか確認をさせていただきます。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

こちらにつきましても、当初はドライ方式に改修しなければいけないかなというふうに考えておりましたけれども、始良保健所に確認を行いましたところ、半ドライ方式の運用であれば、引き続き活用できるという見解が示されましたので、引き続き、半ドライ方式による増改築になります。

○委員（野村和人君）

こんなきっかけでないとなかなか改修できないのかなというふうに思うんですけども、半ドライ方式で、あと何年使えるとかそういう目安が立っているのでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

運用方式としては、半ドライ方式でございますけれども、今回の青葉小学校の改修工事に伴いまして、備品等につきましても、令和6年度、それから令和7年度、給食開始が始まるこの2か年の間で、厨房機器等の備品につきましても更新する計画でありますので、当分の間は、使用は可能かと考えております。

○委員（有村隆志君）

ちょっと説明を朝読んでみたら、何か工事の関係が少しちょっと、基礎工事をきちっとしないといけないというようなことを書いてあった。そこら辺をちょっと説明していただけますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

青葉小学校の敷地につきましては、ちょっと地層が弱いところがございます、平屋の増築で考えているんですけども、通常の固い敷地のところであれば、そのまま直接基礎っていった基礎をもうそのまま地面の上において、建物をつくるのが可能なんですけど、こちらのほうの青葉小学校の敷地につきましては、ちょっと地層で弱いところがあるものですから、平屋の建物であっても、杭を打たないとちょっと建物もたないということで、そこで基礎をしっかりした工事をしないといけないということで、お答えしてると思います。

○委員（前島広紀君）

すいません、聴き洩らしたかもしれないのでちょっと確認なんですけれども、令和6年度の夏休み休業中に工場を完了させないといけないから、令和5年度で発注しないといけないってことなんですけれども、スケジュールのところ、令和6年度4月から8月に青葉小学校給食調理場改修工事を終わるといことですよ。そして、青葉小から北小への給食配送開始は、令和7年8月ってあるんですけど、ちょっと聴き漏らしたのかもしれないが、この間は何ですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回12月補正で、繰越明許費を追加補正しておりますけれども、来年度の当初予算でございますと、新年度始まってから入札までの準備期間であったり、そして契約して発注となると、どうしても工事のスタートがゴールデンウィーク明け、5月中旬ぐらいになってしまいますので、今回この補正が可決させていただければ、もう2月には入札の準備を行いまして、3月までの間に契約発注というような形で進めていきたいと考えております。あと、令和7年度9月、2学期からの給食開始の件につきましては、どうしても工事と備品更新、そういったものをあわせて今回行わなければいけないことから、令和6年度の一番長い休みというのが夏休み、夏季休業中になります。これがどうしても令和7年度の夏期休業中になると、次に計画をいたしております厨房機器の備品更新が間に合わないとか、全ての更新を一遍にやっちゃってしまわないといけなくなりますので、今回の工事に合わせて、工事に影響のない部分の備品更新を令和6年度、それから令和7年度、最終的に工事が終わった後ですけども、その他の必要な備品につきまして、更新を計画しているところでございます。

○教育部長（池田宏幸君）

今回、工事の予算をお願いしておりますのは、まず増築工事でありまして、最終的には今の給食室の壁を一部壊してつなげないといけないということになってまいります。一つの建物にしないといけない。そうしますと、給食室ですから先ほど野村委員からございましたとおり、衛生環境の

保持をしなければならないということがございますので、給食室を使わない休みの期間中に壁を抜いて、一つの建物にして工事を完了させて、衛生状況を確保するという必要がございますので、どうしても給食を止めずに、改修を行うとなりますと、夏休みに工事が終わるというタイミングで行わないといけないということになってまいります。そのあとで、備品の入替えを一部いたしますので、そういうものの準備を考えますと、来年、令和7年9月からの予定なんですけれども、その前に、工事を終わらせ備品を入替え、そして、最終的には衛生管理をきちんとできる状況にしてから、配送を開始するというための時間が必要になってまいります。そういう意味で工事は今年の8月にまず建物の工事は終わらせる。そのあと備品を一部入れ替えて、再来年、令和7年9月に備えるということがございます。それと、半ドライ方式を継続することにつきまして、これは保健所の判断で半ドライ方式であっても給食を提供するに足る衛生環境が確保できるという判断でございますので、私どもとしてはその判断に従うというようなところでございます。

○委員（前島広紀君）

その流れは分かりましたけれども、それでは口述の中に、北小の大規模改修により給食調理場を廃止する必要が生じたってあるわけなんですけれども、北小の給食は令和7年7月ぐらいまでですか、夏休み前までは北小は北小ですということでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、前島委員がおっしゃるとおりでございます。引き続き、国分北小の調理場は、令和7年度1学期まではそのまま使用することが可能です。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時32分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、企画部所管の予算の概要について、説明いたします。令和5年度一般会計補正予算（第8号）説明資料1ページをご覧ください。企画政策課につきましては、企業版ふるさと納税の募集に係る経費を、情報政策課につきましては、国分シビックセンターの無停電電源装置の修繕に係る経費を増額補正するものです。事業内容につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○企画政策課長（上小園拓也君）

企画政策課に関する令和5年度一般会計補正予算（第8号）について、説明します。補正予算（第8号）に関する説明書は9～10ページ、29～30ページ、補正予算（第8号）説明資料は1ページです。それでは、補正予算（第8号）説明資料に基づき説明します。1ページをご覧ください。企業版ふるさと納税推進事業につきまして、令和2年度の税額控除の引き上げ等により、全国的に企業版ふるさと納税による寄附が急増する中、本市におきましても、更なる歳入確保に向け、寄附募集の取組を強化するため、寄附募集事業者の仲介により寄附を受納した場合に、事業者に対して支払う手数料として50万円を計上しています。以上で、説明を終わります。

○情報政策課長（ハヶ代秋吉君）

情報政策課に関する令和5年度一般会計補正予算（第8号）について説明します。補正予算（第8号）に関する説明書は9～10ページ、29～30ページ、補正予算（第8号）説明資料は1ページです。それでは、補正予算（第8号）説明資料に基づき説明します。1ページをご覧ください。電算

システム機器保守運用事業につきまして、国分シビックセンター機械棟に設置している無停電電源装置のバッテリーが劣化し、機器性能に不具合が生じていることから、機能回復を図るため修繕料として440万円を増額するものです。次に、繰越明許費について説明します。補正予算（第8号）4ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正の追加、(款)総務費、(項)総務管理費の「電算システム機器保守運用事業」の440万円は、先ほど説明した無停電電源装置の修繕料であり、修繕に必要な機材の納入に日数を要することから、繰越しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

まず企画政策課にお尋ねいたします。この新規の図が出されておりますけれども、少し企業版ふるさと納税に基づいて少し説明していただいてよろしいでしょうか。

○企画政策課企画政策グループサブリーダー（川床智文君）

概略図を御覧ください。この企業版ふるさと納税推進事業でございますが、まず、実施する背景、課題としましては、この企業版ふるさと納税、令和2年度の税額控除引上げによりまして、全国的に給付額が急増しております。そして歳入確保に向けて、寄附募集の取組を強化する必要があるため、今回提案するものです。そして事業内容でございますが、右側を御覧ください。企業版ふるさと納税の募集に係る企業や営業活動を寄附募集事業所に委託をしまして、寄附を受納した場合に手数料をお支払いします。そしてその手数料というのが、寄附額の10%から20%、税別ですが、程度となっております。なお、寄附の成果がなければ、支出は発生しないものです。また、複数の寄附募集事業者と契約をする検討している予定でありまして、事業者によって手数料が異なる現状となっております。この図のほうを御覧いただくように寄附をいただいて、それに対して、その寄附に対する金額の何%分というものを、最終的に寄附募集事業者にお支払いするという図式になっております。事業費の内訳としましては、企業版ふるさと納税として寄附募集事業者の仲介により、100万円の寄附を3件受納することを想定して設定しております。寄附金額が100万円の手数料率が15%の消費税1.1を掛けて、それが3件、49万5,000円の約50万円というふうになっております。

○委員（松枝正浩君）

最近ふるさと納税に続いてこの企業版のふるさと納税も他市の状況としても、把握をしてるところでありますけれども、他市と仕組みが同じ状況であるのか、それとも他市と違った仕組みを霧島市がとっているんですよというようなところがあれば少し御紹介していただいてよろしいでしょうか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

この企業版ふるさと納税の寄附仲介事業者に関しまして、今回補正予算をお願いしている分につきましては、本市独自ではなくて、こういう仲介事業者が全国的にたくさんございまして、ほかの自治体でも、今そういう取組をしているというようなことから、本市も、この寄附の拡大に向けて取り組む一環として、こういうものに取り組んでいくということでございます。

○委員（藤田直仁君）

同じく、企業版ふるさと納税のことなんですが、今言われている、仲介事業者っていうことの活動になるんですけれども、その企画それから営業活動するということになるのかと思うんですが、具体的にはどのような手段でこれを各企業に広報するのですか。SNSを通じてとか、それから実際に足を運んで営業活動するとかいろいろあると思うんですが、今、知り得る範囲で結構です。少し中身を教えてくださいませんか。

○企画政策課企画政策グループサブリーダー（川床智文君）

寄附募集事業者の具体的な取組、委託業務内容とも言えますけれども、企業版ふるさと納税を検

討している企業に対しまして、本市の寄附募集事業等を紹介していただいたり、また、寄附の働きかけを行っていただくなど、本市への寄附に向けて、企業とのマッチングを行うことが主な業務となります。そして、そのマッチングの手法ですけれども、事業者それぞれで異なりますが、各事業所の取引先のほか、寄附募集事業に関連がある企業への営業、また、各事業者が作成しているポータルサイトへの掲載などが考えられます。

○委員（藤田直仁君）

もう一つ、手数料が事業所によって変わるという説明だったんですけれども、これは金額によって変わるとかそういうことではないのでしょうか。要するに、1,000万の寄附なのか、1億の寄附なのかということで、パーセンテージが変わってくるとか、結構10%から20%で簡単に言うけれども結構大きな手数料の開きがあるんで、もう少しその辺りを詳細を御説明ください。

○企画政策課長（上小園拓也君）

今委員から御指摘のとおりなんですけれども、先ほど申し上げました寄附募集事業者にはいろいろあるということで、例えば、一つの会社でいきますと、1例ですけれども、1,000万円までが15%。それから、1億になりますと12.5%とか、1億を超えますと、10%というようなことで、手数料の設定が会社で違うものですから、そのような設定にしているところでございます。

○委員（木野田誠君）

このポンチ絵を見ると令和6年度までの制度っていうことで書いてあるんですが、もうあと1年しかないですね。その辺は、どういうふうにとらえてらっしゃるのか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

ここにつきましては今、委員御指摘のとおり、令和6年度までの制度ということで、現在取り組んでいるところなんですけれども、国のほうからは、令和7年度以降がどのようになるのかということについては全く示されていないところでございます。ということでございますので現状としては、令和6年度までで終了という設定の下に取り組んでいるところでございます。ただ、国におきましては、企業版ふるさと納税の現状について、調査をしている部分もございますので、今後見直しがされるのかどうか、国の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

霧島市としては、ここにも書いてあるように新規事業ということで上がっているんですが、今までこの企業版ふるさと納税という形はあったのかなかったのか、あったのであれば教えてください。まだ、この前もどこからかありましたけれども、逆に霧島市から税が抜けている部分もあるかと思えます。その辺も詳しく教えてください。

○企画政策課長（上小園拓也君）

今木野田委員から2件の質問があったというふうに思いますので、最初のほうの質問、この企業版ふるさと納税が、いつからだったのかというようなことで、お答えしたいと思います。この企業版ふるさと納税そのものは、平成28年度からスタートした制度でございます。ただ、スタート当初は、それほど活用されておられませんでしたけれども、令和2年に、国のほうが、制度改正を行って、申込み手続きがしやすくなったりとか、あるいは、1番の最大のポイントは、法人税等の控除が最大9割というところで企業のほうも企業版ふるさと納税をしやすくなったというようなことから、ここ最近、全国的に、企業からの企業版ふるさと納税が増えているというような状況でございます。それから、後の質問、霧島市の企業が、ほかの自治体に企業版ふるさと納税を行った場合の流出している金額というようなことでの質問だと思いますので、それにつきましてはグループ長のほうで答弁いたします。

○企画政策課主幹（藤田光治君）

企業版ふるさと納税の本市の企業が他市に寄附した実績でございますけれども、先日の一般質問のほうで答弁があったかと思いますが、昨年度が44社で421万604円が、市から出ていっているという形になっているようです。

○委員（木野田誠君）

これは新規事業ですから、今まで霧島市に入ってきた、この企業版のふるさと納税は、ゼロですか。

○企画政策課主幹（藤田光治君）

本市ではこれまでの寄附実績につきましては、令和3年度が2社から130万円。令和4年度が5社から870万円。令和5年度が10月末現在で8社から3,160万円。累計で、15社から4,160万円の寄附をいただいているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

この仕組み自体が成功報酬ということでなっているようではありますが、先ほど説明があったように、複数社あるのであれば、今、市としては何社ぐらいと契約をする、結ぼうとしている予定でしょうか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

何社ぐらいかというような具体的な数字でございすけれども、私どもとしましては、この取組というのは、全国的に全国の自治体で取り組まれているところでございまして、私どものところにも、いろんな企業様とか仲介事業者から御案内が来ているところでございまして、その辺は今いろいろ中身を見ながら、霧島市の状況に合ったものを検討しているところでございまして、現時点におきまして何社というような具体的な数字は申し上げられないところでございまして。

○委員（木野田誠君）

さっき説明もらいました4,160万3年間で。引っかかるのは今、この企画は新規という形で出ているんですがこの4,160万に対してはもう、企業から直の寄附だったのか、その手数料とかそういうのは発生してなかったのかどうか、教えてください。

○企画政策課主幹（藤田光治君）

これまでの本市への寄附につきましては、企業から直接申出を頂いているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは情報政策課のほうにお尋ねします。この説明資料の中ですけれども、これまでの経過年数が何年であったのか、そしてまた修繕回数が何回ぐらいあったのか、お示しいただけますか。

○情報政策課長（八ヶ代秋吉君）

今回、修理を予定しております。無停電電源装置は、平成27年1月から運用を開始しております。直近のバッテリー交換は、令和2年1月に行っております。平均寿命としましては、15年ほど想定しているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

今新しいのでバッテリー交換のみということでよろしいですか。

○情報政策課長（八ヶ代秋吉君）

今、委員が言われます通り、大きな修繕としましては、バッテリー交換のみでございまして。

○委員（木野田誠君）

先ほどの続きで飛び飛びで申し訳ないんですが3年間で15社、この15社は、全て初めての会社なのかそれとも重複してる会社があるのか教えてください。

○企画政策課主幹（藤田光治君）

15件のうち、2回されている企業が1社、3回されている企業は1社でございますので、残りは全て、初めての企業となります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時50分」

「再開 午前10時52分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有満孝二君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。一般会計補正予算第8号の5ページをご覧ください。今回、議案第89号霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で提案しております、指定袋を令和6年度から市が直接作成、販売する予定であり、その作成委託先を決定し、契約を締結するため債務負担行為を設定するものです。次に、（仮称）霧島市クリーンセンター整備事業についてです。昨今の物価高騰におきまして、建設資材等の価格上昇に伴いインフレスライド条項適用に伴う工事請負費の債務負担行為を増額設定するものです。以上、市民環境部で所管する予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細につきましては、引き続き、環境衛生課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

環境衛生課に関する令和5年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明します。令和5年度一般会計補正予算書（第8号）の5ページと一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の53ページになります。今回の補正予算における債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正のうち、指定ごみ袋作成等業務及び（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業です。指定ごみ袋作成等業務については、今定例会において霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正し、指定ごみ袋を一般廃棄物処理手数料として設定することとしており、改正条例が施行される令和6年4月1日以降も、市民への指定ごみ袋の提供を切れ目なく行うためには、今年度中に、当該業務に係る入札を執行するなど、所要の準備を行う必要があることから、債務負担行為を追加するものです。次に（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業については、昨今の物価高騰による建設資材等の価格や人件費の上昇に伴い、当該建設工事の請負業者川重・東洋特定建設工事共同企業体から建設工事請負契約約款第26条第6項いわゆるインフレスライド条項に基づく工事費の増額請求があり、また、九州電力送配電株式会社からも建設資材価格等の上昇に伴う接続負担金の増額請求があったことから、債務負担行為を追加するものです。なお、限度額7億3,446万円の内訳は、建設工事請負契約の増額分が7億3,260万円、電力会社の接続負担金の増額分が186万円です。以上で環境衛生課の説明を終わります。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

環境衛生課の今の口述といたしますか、御説明の中で、いわゆるインフレスライド等による、契約の変更と、そして、電力会社の負担金の増額分ということで、二つの要素があって、債務負担行為を準備をするんだということなんですけれども、これが完結といたしますか、完成するまで、まだこのまだ出来てはいない部分であって、今後どうなるかというのは、まだ見えないところなんですけど、そういうことも一つは踏まえた上での今回の債務負担行為という理解でよろしいんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

今説明でも言いましたけれども、まず、事業者が、入札を作成したという基準日というのをこちらに入札書提案書が提出された、令和3年6月というところで設定しております。例えば、この時点から、どんだけ、物価上昇や人件費の上昇等が進んできたかということで、事業者からの今回の請求が来ているということになります。残工事分について、インフレスライド分を反映させましょうということにしておりまして、残工事をどこから設定するかということになりますけれども、そ

の申出があったのが今年の6月30日ということです。本来は、それ以前から事前に内々で協議を進めてきてということであればよかったんですが、事業者もその対応が少し遅れておりまして、我々としては、6月30日に、そういう請求が上がってきて、ただし、請求の中身については、事細かな資料というのが添付されてない状況でございましたので、こういうことであれば、我々もいわゆる言っていることが本当かどうか分からないじゃないですかということをおっしゃっていただきまして、細かい中身の見積り書の提出を求めたところです。それが出てきたのが8月10日ということになります。なので、一応8月10日以降の、今年の8月以降からの残工事分について、インフレスライド、物価上昇等を反映させましょうかということで、今、その中身の確認をしているところでございます。ですので、出てきた見積りの金額が、今ここに提示している金額でございまして、この金額丸々増額分にしようというふうには我々としては考えてないところですが、今その中身について協議を進めているところでございます。

○委員（野村和人君）

御答弁いただきました。8月1日以降の残工事で計算ということですので8月10日時点で、工事の進捗率をお示してください。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

私どもが、今業者のほうと詰めをしております。そこも8月10日時点での厳密なラインというのも協議になっております。参考までにですが、7月末時点での進捗ということで、回答させていただきたいと思っております。7月末までの工事進捗で17.8%と業者から報告を受けているところです。

○委員（池田綱雄君）

ごみ袋についてお尋ねいたしますが、ごみ袋は非常に高いと。多くの市民から苦情を聞くんですが、今回、市で作成し、販売するという事等を言われましたけど、単価については、今までとどのようになるのか、お尋ねいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

いわゆる、ごみ袋の販売、小売価格ということだと思いますが、これにつきましては、今、現状、店等で売られている価格と全く同じそのまま条例の中で、手数料として設定をするということでございますので、市民の生活にはある意味影響はないというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

安くならんのか。私はすごく高いと思うんですよ。ただでもいいんじゃないですか。ごみ袋は市民のために。なぜ安くならんのか。ビニール袋は安いですよ、それを物すごい高い値段で買っているんですけど、変わらないという答弁でしたけど、安くするというのは検討されなかったのか、お尋ねいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

今、委員からの御指摘でございますが、確かに原価自体は安いというお考えもできるんじゃないかというお考えもあるかと思っておりますけれども、近隣の自治体に比べれば、今現行、実は平成20年から値上げをずっとしてない状況でございまして、例えばごみ袋の1枚当たりの値段で言いますと1枚が21円ということで消費税込みで販売をしておりますが、もうその価格で販売をしている自治体はもうなくて、始良市も25円を今度27円に上げるという議決を経たという話もありますし、湧水町も、同じく21円程度だったものを、28円というふうに、もう4月から上げて販売しております。軒並み原油価格が上がっております、どこの自治体さんもそういう状況で、霧島市は安い値段で、どちらかといえば頑張っているほうじゃないかなというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

そういう過程で安くせないかんよねという議論はなかったのか、お尋ねいたします。

○市民環境部長（有満孝二君）

現在今、国のほうでも、ごみ袋というか有料化を進めているような状況があります。その状況の中には、今こちらのほうに、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的

な推進を図るための基本的な方針というのが、国が出したものがあるんですけども、この中で市町村の役割というような部分がございます。その中には経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化のさらなる推進を図るべきであるというようなことも書いてございます。いわゆる、結局ごみを出すなどということではなくてやはり、資源は資源で分けて、可燃のほうについては、ある程度ごみの減量化を進めていきたいと思いますというようなことも国の施策の中にございますので、先ほど課長のほうも申しましたように、近隣の状況等も勘案した中では、霧島市としては、適正な価格、今までと同じ価格の中で、今回もまた料金設定をさせていただいたということでございますので、高いというイメージにはなっていないのかなと思っておりますのでございます。

○委員（前川原正人君）

池田委員の質疑に関連するんですけど、今までは、環境保全協会が入ってやられていたと。これはもう総務環境常任委員会でも議論になった部分ですけど、例えばこのごみ袋の関係については、今後は市が担っていくことになると思うんですけど、そうなりますと、これは入札でやっていくのか。その中で入札であれば、また、価格設定等にもよって、増減をすると思うんですけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

これまでは環境保全協会で行ってまいりましたので、昨日も説明したんですけども、環境保全協会の中で入札を行ってきた。で、そこに我々、行政の立場、行政の人間が事務局として入って、入札執行してきた、行政のやり方に準じて行ってきたということでございます。4月1日から市が直で、これをやるわけですので、であれば、入札から、行政がしなきゃいけないでしょうと。ただし、予算の根拠は何もないですよということなので今回、債務負担行為を設定させていただいて、こちら御承認いただいた後で、行政のほうで入札を執行するという形になります。4月1日以降から当然やらなきゃいけないわけですから、事業者も、それまでにまた準備をしなければいけないということでございますので、そういったもろもろの準備をするための債務負担行為の設定であるということでございます。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば、入札で決められていくという側面を持ってますけど、入札をするということはある意味、粗悪品を排除して、よりよく少ない経費で最大の効果を上げるという、そういうことにもつながっていくと思うんです。ただ先ほど、池田委員もおっしゃったように、高いか安いかわかるというのでも確かにありますけど、少しでも市民負担を抑えていくという点で考えれば、そういう工夫も十分今後は可能になるのではないかと、気がするんですけど、そのような、この考え方というのでも当然あってしかるべきなのかなと思いますがいかがですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

もう申し上げていることはごもっともだと考えておりますただし、先ほども申しましたけれども、我々がこれまでも事務局として、入札に入って、行政のやり方に準じてやってきましたので、これまで環境保全協会においても、そういった意味では、できるだけ安くという形でやってきましたわけでございます。そういう意味では、今後行政が直で入札をするということになりますけれども、これまでもちゃんとやってきましたので、今後もちゃんとやっていきますというような回答になります。そういった中で、いわゆる利益部分をどう見るかっていう、多分考え方になってくると思います。これまではそれを環境保全協会の活動資金として、使っていたわけでありましたが、一般廃棄物処理手数料という形にしますと、ごみ処理をするための経費にこれは充てますというスタイルに変わります。ですから、例えば、家庭の一般廃棄物の収集運搬に3億円程度かかってますし、塵芥処理全体でいきますと、ごみ処理経費が清掃センターの調子も非常に悪いので、15億円とか、例年使ってたわけですが最近では17億円を超える金額になってきてます。敷根の清掃センターで、ごみ処理手

数料も取っていますけれども、その手数料は1億円の歳入しかない。あとは、いわゆるリサイクル、皆さんの協力によって得たリサイクルの商品を売却して、その利益を得ていますが、相場がいいときはそれも1億ぐらいいくんですけれども、相場が下がるところ何千万値下がってくるわけです。いずれにしても、約17億円というごみ処理経費に、ほとんど一般財源が充当されるという形になっていまして。考え方からすると国がよく言うんですけれども、一般財源を充てるということは、結局ごみをたくさん出す人も、頑張っけてリサイクルに取り組んでごみを少なくしようとしている人も同じ負担になっていくということになるわけで、ごみ袋を手数料として位置づけることで、それをごみ処理経費に充当すれば、ごみをたくさん出している人が、ごみ処理をより負担していくという構図に変わるので、このほうが公平ですよというのが、国の考え方、有料化の推進する考え方になります。ですから、今後、利益分を充てなくて、ごみ袋の値段は安くてもいいじゃないかという考えでいくのか。ごみをたくさん出す人が、よりごみ処理の経費を負担していくという構図に変えるのかというので、考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員（松枝正浩君）

清掃センターの運営のほうに少し戻りますけれども、先ほど議論の中で、このインフレスライド等で、債務負担を上限、7億3,446万円ということにしたいということでもありましたけれども、今、3月議会で詳細は出てくるということではあるんですけれども、いつぐらいをめどに、業者との交渉を終わらせるのか、想定しているのかというところをお示しいただけますか。

○環境衛生課長（末松正純君）

今後ですが、当然議案として上程をするわけなので、遅くとも来年の1月いっぱい数字を固める必要があるかなと。この辺がリミットなのかなというふうに思っています。その数字をもって仮契約をして、議会のほうに上程させていただいて、御説明して、御承認いただいて正式な契約ということになるかと思えます。今年の6月を基準として、そういう話になってきて8月に、ある程度詳細な内訳が出てきて、今、それを担当のほうで詳しくチェックをしている状況で、当然おかしくないかどうかというやりとりをずっと今続けている状況でございます。それが1月いっぱいまで続いて、数字が確定していくということを想定しています。

○委員（川窪幸治君）

ごみ袋の件で戻りますけれども、確認をさせてください。現在、私のほうも、以前一般質問でも、ごみの件もさせていただきましたし、議会だよりでも特集もたしか組んだ経緯もあったんですけども、私が質問したときに、市民1人当たりのグラム数が約900グラムだったと記憶してるんですけども、それから何年か経過してはいますが現在の1人のごみの排出量というのはどのようになっているんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

直近で令和4年度919グラム/人日。いわゆる1人1日当たりの排出量が919グラム。ちなみに前年度が913。その前の年が921。元年度が922というふうに、もっと遡って例えば平成27年度で見ますと967グラムというふうになってますので、上がったたり下がったりは若干あったりするんですけども、減少傾向にはあります。

○委員（川窪幸治君）

日頃からごみの減量化に努められていらっしゃいますので、この1人当たりのごみの量が減れば、当然、ごみ袋の使用量も減るということになりますので、その辺のところをまた市民の皆さんにも周知をしていただけるような取組が必要かなと思うんですけどどうですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

今後も、事業者も含めながら、事業系のごみと家庭系のごみとあるわけですから、それを敷根の清掃センターで処理しているわけですから、全体的に、ごみの減量化、再資源化、こういったものを、いろんな方法を使いながら推進していく必要があるかと考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時22分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（永山正一郎君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）の農林水産部総括について、ご説明いたします。今回の補正予算は、（款）6農林水産業費の（項）1農業費、（目）5農地費において100万6,000円、（項）2林業費、（目）2林業振興費において61万8,000円、合計162万4,000円を増額補正しようとするものです。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○耕地課長（八重山純一君）

令和5年度農林水産部耕地課の一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。一般会計補正予算（第8号）に関する説明書は37～38ページ、霧島市一般会計補正予算（第8号）説明資料は5ページです。霧島市一般会計補正予算（第8号）説明資料に基づいてご説明いたしますので、説明資料の5ページをお開きください。（目）農地費の排水機場維持管理事業は、高圧電気料の基本料金増額等に伴い、光熱水費の不足が見込まれることから、100万6,000円を計上しています。以上、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長（市来秀一君）

令和5年度農林水産部林務水産課の一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。一般会計補正予算（第8号）に関する説明書は39～40ページ、霧島市一般会計補正予算（第8号）説明資料は5ページです。霧島市一般会計補正予算（第8号）説明資料に基づいてご説明いたしますので、説明資料の5ページをお開きください。（目）林業振興費の特用林産物推進対策事業の補正額61万8,000円は、降灰による特用林産物の被害軽減と品質確保のため、設備導入に助成を行い、特用林産物生産者の経営安定を図るもので、プレハブ冷蔵庫1台の購入にかかる補助金61万8,000円を計上しており、財源につきましては、全て県費となっています。次に、繰越明許費について、ご説明いたします。一般会計補正予算（第8号）の4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の追加、（款）農林水産業費（項）水産業費の漁港整備事業3,140万円は、永浜漁港整備事業の工事請負費であり、工法選定に不測の日数を要したことにより、繰越しようとするものです。次に、債務負担行為について、ご説明いたします。一般会計補正予算（第8号）の5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の追加、霧島市黒石岳森林公園指定管理業務について、3年間の指定管理料を債務負担行為の追加として補正計上するものです。霧島市黒石岳森林公園指定管理業務の指定期間は令和6年度から令和8年度までであり、その限度額につきましては、経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから指定管理者との協定で定める管理費用としております。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

耕地課のほうにお尋ねいたします。今、不足分ということで100万6,000円計上されていますけれども、この月数、何か月を補正で見られているのか、お示しいただけますか。

○耕地課長（八重山純一君）

月数につきましては、排水機場が4か所ございます。そこにつきまして高圧電力自体が1年通年で使う分の12か月分と、あと4月から11月まで使う分3基がございまして、その分の月数について、追加補正しております。

○委員（松枝正浩君）

当初予算で計上がなされていて、毎月支払いされていると思うんですけども、その分が結局不足をするというような状況で今回の補正になったというような認識でよろしいですか。

○耕地課長（八重山純一君）

今回の光熱水費の追加につきましては、排水機場の電気料になります。その部分につきまして、基本料金が今回見直しされまして、全ての月日、4月から以降なんですけど、全ての基本料金が増額になったものですから、それに伴っての増額分の100万6,000円となっております。

○委員（野村和人君）

ただいまの関係で、9月にも補正がこのような状態でいろいろあったと思うんですけども、同時に、この排水機場についても計上できなかった理由について教えていただけますか。

○耕地課長（八重山純一君）

排水機場につきましては浸水対策とかそういった部分の1番の要になっております。9月補正でほかのところについて挙げられたと思うんですけど、7月の豪雨、それから台風が8月10月となっております。その状況の中で実績がなかなか踏まえなかったものですから、9月に難しかったと。今も現在なりましてとおおむね落ちついてきている中で、ある程度の予測がございましたものですから、それに伴いまして、補正を行ったところでございます。

○委員（前島広紀君）

特用林産物の被害、軽減ということで、事業主体が牧園町シイタケ振興会ということで特用林産物はシイタケだろうというふうに思うわけなんですけれども、そしてプレハブを購入するための補助事業で、財源としまして活動火山周辺地域防災林業対策事業費っていうのを活用しているということですがこれは、この補助率は大体どのぐらいなんですか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

補助率については10分の6.5以内ということになっております。65%以内ということでお願ひします。

○委員（松枝正浩君）

関連して、この事業概要、例えば対象となる作物とか、そういったものを少し御説明していただいてよろしいですか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

この降灰対策の事業、様々な農作物のほうで使います。今回、林務のほうで計上しておりますので、特用林産物となっておりますが、そのほか多いものは、農政畜産課のほうで、計上しております。お茶の摘採前洗浄機ですとか、野菜のハウスの張り替え、そういうものに使われることが多い事業となっております。

○委員（松枝正浩君）

相談というのは結構多いんでしょうか。どういう状況なのか。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

今回、計上しております。特用林産物は、今回が余りない例ということですが、そのほかの野菜、あと、特にお茶に関しましては、例年、5から10ぐらいの事業体が、その年度によって異なりますが、取り組んでいらっしゃる。あとハウスの張り替えについても、ここ数年、二つの事業体程度が、毎年張り替えをしている状況にございます。

○委員（木野田誠君）

この振興会の組織は何軒で組織されてるか、教えてください。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

牧園振興会の会員数ですけれども、現在8世帯で構成されております。

○委員（木野田誠君）

シイタケで組織されてるのは恐らく牧園だけだと思うんですが、ほかに例えば隼人にしても霧島にしてもたくさんいらっしゃるわけですよ。こういう組織を行政が主導権を握って積極的にこういう組織をつくりなさいとかいう、指導その辺を積極的にやろうとかいうような、お考えはお持ちでないですか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

まずシイタケ振興会の組織ですけれども、牧園町の振興会以外に、国分隼人のシイタケ振興会もあります。その中に霧島地区も一部入っております。

○委員（木野田誠君）

すいません私の認識不足でした。というのは、国分隼人霧島まとまってこういう組織を振興会をつくってらっしゃるといことですね。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

おっしゃるとおりでございます。それと霧島市全体で霧島市シイタケ振興会という組織がありますので、その中に牧園シイタケ振興会、それと国分隼人で霧島が入った振興会がございます。

○委員（木野田誠君）

なぜそういうふうにしたかっちゅうと、補助事業を受けたい方が、こういう大手のシイタケの農家だったんですけれども、こういう事業を受けたいけれどもこういう事業があるということを知らなかったというような感じで、言われたもんですから、そういうふうには、いや、それは組織に入ってやればいいですよということと言ったんですけれども、それを今言われた霧島市のシイタケ関係の組織、そこには、誰でも希望すれば中に入れますか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

市のシイタケ振興会のほうでは霧島市の方で御在住であれば、加入できます。

○委員（木野田誠君）

そしてそこに入れば、補助事業の申請をすれば、組合員ですから、補助事業を受けられますね。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

あくまでも組織としての申請になりますので、そういったまずは御相談というか、していただいて、県の事業とか活用していきたいと思うので、またそういった県のほうに相談とかになりますので、まずは窓口のほうに御相談していただけたらと思います。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

林業振興費の今の関連になると思うんですけれども、65%以内の補助率ですと、あとの部分については、その分は自己負担ということになるんでしょうけれど、今後の維持管理費、当然、電気代が発生したり、様々、諸経費がかかってくるわけなんですけれども、それもその団体が負担をするという理解でよろしいですか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

施設を導入された後の施設管理につきましては、もう振興会のほうで維持管理をしていただくことになっております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、補助事業ですので、補助金適正化法がやはり出てくると思うんです。大体何年で適正化法が切れるのか、期限というふうになっておりますか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

今回のプレハブの冷蔵庫なんですけれども、耐用年数が6年ということになっておりますので、年間を使っていけば、大丈夫だと認識しております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで農林水産部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時37分」

「再開 午前11時40分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田豊明君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、ご説明いたします。まず、一般会計補正予算（第8号）説明資料の1ページをご覧ください。商工観光施設課所管の関平鉱泉所について、同鉱泉水の販売増加に伴う宅配等に係る諸経費の増額補正を行おうとするものです。次に、同説明資料の4ページをご覧ください。商工観光施設課所管の働く女性の家維持管理事業において、霧島市働く女性の家の今後の運営方針及び施設の名称変更等に係る協議を行うために霧島市女性の家運営委員会を開催するにあたり、必要となる報償費及び旅費について、所要の額の増額補正を行おうとするものです。一般会計補正予算（第8号）の5ページをご覧ください。商工観光施設課所管の和気公園交通誘導警備業務に係る債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。詳細につきましては、商工観光施設課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

商工観光施設課に関する令和5年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。まず、関平鉱泉所関係の歳入について、説明します。令和5年度一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の13～14ページになります。（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）総務使用料（節）関平温泉使用料は決算見込みによる、2千152万9,000円の増額です。次に25～26ページ（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑入については、関平鉱泉水販売送料の決算見込みによる、442万7千円の増額です。続きまして歳出について説明します。令和5年度一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の29～30ページ、令和5年度霧島市一般会計補正予算説明資料の1ページになります。令和5年度霧島市一般会計補正予算説明資料で説明します。1ページの中段をご覧ください。関平温泉施設費の関平鉱泉販売・管理運営事業の通信運搬費748万7,000円、手数料130万1,000円は、それぞれ決算見込みによる増額分です。積立金については、決算見込みにより1,716万8,000円増額し、関平鉱泉施設整備基金に積立てるものです。以上で、関平鉱泉所関係の説明を終わります。次に施設管理グループ関係について説明します。令和5年度一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の35～36ページ、令和5年度霧島市一般会計補正予算説明資料の4ページになります。令和5年度霧島市一般会計補正予算説明資料で説明します。4ページをご覧ください。働く女性の家事業費の働く女性の家維持管理事業について、霧島市働く女性の家の今後の運営方針及び施設の名称変更等に係る協議を行うために霧島市働く女性の家運営委員会を開催することとしており、委員への報償費20万4,000円、旅費6万7,000円を計上しています。次に和気公園交通誘導警備業務の債務負担行為の補正になります。令和5年度一般会計補正予算（第8号）の5ページをご覧ください。第3表 債務負担行為補正、1 追加の和気公園交通誘導警備業務については、同公園において、例年4月中旬から5月初旬頃にかけて開花する藤の観賞に訪れる来園者等の交通誘導警備業務を令和5年度内に契約を締結するために債務負担行為の追加として、300万円を限度額として補正計上しようとするものです。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは商工振興課のほうにお尋ねいたします。4ページの説明資料ですけれども、働く女性の家の維持管理事業で名称の変更の委員会を立ち上げられるということなのですが、委員が何名で回数がどのくらいで令和5年度中にこの議論を終了させる予定なのかお答えください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

この運営委員会は、15名以内の構成で考えております。委員の構成としましては、規則にうたっておりますので、働く女性の家を利用する者の代表、あと知識経験者、関係行政機関の職員、あとその他市長が必要と認める者となっております。その中のいずれか男女が、委員の10分の4にならないといけないということがございます。このメンバーにつきましては、確定しておりません。それで、本年度の今回の補正予算では、3回の年度内に3回の開催を予定しております。その中ではまだ、決定までは至らないと考えておりました。また来年度6年度予算でも計上しているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

商工観光施設課と申し上げるところ、商工振興課ということで、失礼いたしました。訂正をお願いします。この補正が上がって、今年度中に結論を出すのかなと思って、今課長の答弁で、来年度もということでしたので、それであれば、来年度の当初からでもよかったのかなと思ったところ検討するので、引き続き名称のほうについて議会のほうからも出ておりますので、検討の是非よろしくお願ひしたいと。

○委員（野村和人君）

今、運営委員会の構成についてお話いただきましたけれども、利用者代表というお話もあったと思うんですけども、昨日の産業建設のほうでも陳情の話でこられた方々もおられました。そういった方々も入る可能性があるのか、公募枠があるのか、そこに対して何人ほど入れる予定なのか、お示しいただきたいと思ひます。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今、利用者の方々の代表ということで、昨日陳情に来られた方々につきましては、また運営委員会の中で、意見を求める場を設けたいと考えております。あと、はっきりした数字ではないんですが3名ほど利用者の中からは、選定しようと考えております。

○委員（前島広紀君）

同じく、商工観光施設課なんですけれども、働く女性の家事業の今後の運営方針及び施設の名称変更等にかかる協議を行うためってということなんですけれども、運営方針について協議をするのは理解できるわけなんですけど、どうして施設の名称変更を考え間しないといけないというふうに、考えておられるのか。以前は、ここは働く婦人のっていう名称だったですよね。そのときも婦人の家ということに関しまして意見があったわけなんですけれども今回も、働く女性の家ということに関しましていろいろ意見があることは聞いているところですが、名称変更しようとする根拠はどういうことなんでしょうか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今までの経緯もありまして今、女性の家として利用しております。今、この運営委員会の中でまた活用方法、今の利用としましては、女性だけでなく、男性も利用を認めているところでございます。その中で、女性の家という名前が名称についているということで、女性だけしか使えないとかという考えをお持ちの方もいらっしゃいます。その中でまた在り方で、この利用の仕方によって、今勤労者を考えておりますけれどもその中でまた、運営委員会の中でどういう使い方になっていくか分かりませんがそれが決定した後に、それにふさわしい名称に変えていきたいと考えています。

○委員（塩井川公子君）

女性の家の名称なんですけど、前も、一般質問しております。多くの方が利用されるような、本当にほかの他市に、関係なく、先導して、霧島市の中での活動じゃなくて幅広く利用できるような名

前にしていただけたらなと思って一般質問しております。ですので、ぜひ前向きに名称を変えてほしいと考えております。

○商工観光部長（池田豊明君）

以前、議会の中で、提案をいただきましてありがとうございました。今回今までの働く女性の家の運営の中で、少し拡充していこうという考えもあります。御存じだと思いますが陳情の中で、男女共同参画、そういう意見も出ております。その中を含めた上で、どういう形で運営していくか、それに沿った形で名前の変更もした上で、親しみやすいついていう部分もありますし、読んですぐどういう施設だということも分かるということも考えながら、その運営委員会の中でも検討していきたいというふうに思っております。

○委員（木野田誠君）

関平鉱泉、金額は別にして、通信運搬費にどういうものを含めるか項目を、もう詳しく教えていただけますか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

通信運搬費今回の補正についてなんですけど、主に宅配送料のものが含まれます。宅配送料、クレジット等々によるネットでの決済が、最近、首都圏を中心に、おかげさまで増えております。その送料が一旦、関平のほうに入ってくるんですけど、その部分をまた宅配会社にお支払いする部分と、あと小売店のほうの宅配のほうも増えていきます。そのチャーター便の分の含めての通信運搬費の経費を計上しております。

○委員（木野田誠君）

例えば霧島あたり宅配されている水曜日ですかね。その費用はどういうふうになっていますか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

市内宅配サービスの件だと思うんですけど、市内宅配サービスについては、無料でということ、市の特別のサービスということで、こちらのほうで、宅配が持って行って据付けまでしてということで、商品代金だけいただいていますので通信運搬費は発生していないところです。

○委員（前川原正人君）

予算書の29ページになりますけど、関平温泉施設費ということで、その他の財源で、2,595万6,000円出ております。これが管理運営事業の財源に充てられるというふうに思うんですけど、このその他というのはどういう意味のその他になってんですか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

その他の項目で上げてますけど、これ全て関平鉱泉の使用料のことにしております。財源でしてはいます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、積立金を、今の補正で1,716万8,000円ですけれども、今大体、どれぐらいの基金積立額になっているのか、お知らせいただけますか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

令和4年度末現在高が2億2,876万2,000円となっております。

○委員（松枝正浩君）

今の質疑の答弁に対して、少し確認をさせていただきたいんですけども、予算書10ページ、その他の財源の中で、恐らく2,595万6,000円というのは、その他の財源で上がっております。この内訳がこの予算書を見ていきますと、関平温泉の使用料が2,152万9,000円、そして、雑入で442万7,000円というふうに理解をしているところなんですけど、この雑入はどのようなものなのか、お願いいたします。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

雑入についてなんですけど、通信運搬費の経費と、非常に関係が深いもので、ネットで購入されたお客様が、業者を通じてこちらのほうに入ってくるんですけど、お客様が払われた送料分が、丸々

関平の商品も含めて入ってきます。その部分の大体の宅配道の割合が大体7割です。ネットの。その部分が、通信運搬費のほうで、歳入として入ってくる経費を雑入として見ているということです。

○委員（松枝正浩君）

先ほどの御説明でもあったんですけども、説明資料中で、関平鉱泉水の販売増加ということで今回の増額補正がなされているわけですけど、どのぐらいの数量を増と見込んでいらっしゃるのか、お示しいただきます。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

商品別で大体見込みを立てている部分で申します。20リットルでいきますと、22万3,000個。10リットルでいきますと17万8,000個。2リットルのボトルでいきますと、21万4,000本、500ミリリットルボトルでいきますと、80万2,000本を見込んでいる状況になります。

○委員（松枝正浩君）

債務負担の関係で和気公園の関係でお尋ねいたしますけれども、この方法というのは、私は別に反対ではありません。いいことだと思うんですけど、例年このような形で、債務負担が組まれているのか、過去のものを見てこなかったんですけども、どのような状況でこういう形でされてきているのか御説明お願いいたします。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

これまでも12月議会において、債務負担行為を設定させていただいているところですが、来年度からは、というのがこれまでの実績が、年々警察であったり地域住民等から、公園近辺の渋滞緩和対策と申しますか、非常に要望が多くなっておりまして、警備員の配置場所であったり、人数であったり、そういったものが変動していたものですから、一応今回の実績までは見たいというような考えを持っておりまして、ただ今年度の実績対応を踏まえますと、大体固まってきたのかなというふうに考えておりまして、今回は12月で債務負担行為を設定させていただきましたけれども、来年度以降につきましては、当初予算において、設定をしていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

今の件で、入園料を取っていらっしゃいますよね。今とってない、無料。はい、分かりました。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで商工観光部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時02分」

「再開 午後 1時 2分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第110号 令和5年度 霧島市一般会計補正予算（第8号）の建設部所管の予算の概要について、ご説明いたします。今回の補正予算は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る経費及び市営住宅維持管理事業の市営住宅修繕に係る経費で、款）土木費で総額3,400万円を計上しています。併せて、款）土木費 で総額7億5,441万5,000円の繰越明許費を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設部土木課長（笛田 純一君）

土木課に関する令和5年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料5ページ、予算に関する説明書は41～42ページになります。（款）8土木費（項）3河川費（目）1河川管理費災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の補正額2,450万円は、7月の局地

的な大雨により、横川の榎木ヶ迫地区の人家に隣接するがけが崩れ、家屋に被害が及んだため、がけ崩れ対策工事を行い、再発を防止し、市民の安全を確保するための委託料及び工事請負費です。特定財源は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費 1,715 万円を充当しています。次に、予算書 4 ページ第 2 表 繰越明許費補正について、ご説明いたします。(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 河川管理事業の 3,487 万 6,000 円の追加は、府中第 2 樋門の工事請負費で、詳細設計において既設構造の品質試験検証に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の 2,450 万円の追加は、今回の第 8 号補正予算で追加計上している横川の榎木ヶ迫地区のがけ崩れ対策工事に係る経費で、事業採択後の発注となり、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○建築住宅課長(侍園賢二君)

建築住宅課に関する令和 5 年度一般会計補正予算(第 8 号)について、ご説明いたします。補正予算説明資料 6 ページ、予算に関する説明書は 43~44 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (目) 1 住宅管理費市営住宅維持管理事業の補正額 950 万円は、物価高騰等による経費の上昇に伴い、修繕料の不足が見込まれることから追加計上するものです。

○建設施設管理課長(安田善郎君)

予算書 4 ページ第 2 表繰越明許費補正について、ご説明いたします。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 公園整備事業の 740 万円の追加は、公園改修事業の丸岡公園ふれあい広場造成工事の工事請負費で、整備方針の決定に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○都市計画課長(秋窪達郎君)

予算書 4 ページ第 2 表 繰越明許費補正の変更について、ご説明いたします。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 街路整備事業の 6 億 5,763 万 9 千円の変更は、隼人駅東西自由通路及び隼人駅東口駅前広場の整備に係る経費と国の第 1 次補正予算に伴う都市計画道路新川北線及び日当山線の道路改良に係る経費で、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことなどにより、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○区画整理課長(岩元龍己君)

予算書 4 ページ第 2 表 繰越明許費補正 r について、ご説明いたします。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 土地区画整理事業の 3,000 万円の追加は、隼人駅東土地区画整理事業に係る工事請負費で、補償物件の収去に不測の日数を要したことから、今後行う整地工事の標準工期の確保が難しいため、繰越をしようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○副委員長(久木田大和君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員(松枝正浩君)

土木課のほうにお聞きをいたします。新規の資料が出ているんですけども、被災状況を少しちょっと分かりにくいので、少し被災状況を御説明いただけますか。

○建設部土木課長(笛田 純一君)

被災状況でございますが、7月の局地的な大雨により人家に近接するがけが崩れまして家屋に被害が及んだため、崖崩れ対策工事を行って再発防止します。延長が14mの延長になりまして、復旧に関しましては、吹付工を約200㎡、あとラス張工23㎡、枠内の吹付工が150㎡というふうな形での復旧になりまして、あと仮設工を土工用の防護柵工で行いましてそれが14mというふうな形になります。

○委員(松枝正浩君)

被災の高さというのはどのぐらいの高さになるのでしょうか。

○建設部土木課長（笹田 純一君）

7.7メートルになります。おおよそ8m弱ということです。

○委員（松枝正浩君）

建築住宅課のほうにお尋ねをいたします。この説明資料になりますけれども、増額補正ということになっておりまして、物価高騰ということでありまして、何件ぐらいの件数を見込んでいらっしゃるのか、まずお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

空き家修繕ということで、80万以上が市の修繕になってきます。その中で過去の経緯から、95万ぐらいかかるといふものの10件ということ、950万ということ、今回計上しております。

○委員（松枝正浩君）

令和5年の当初予算のときからしまして、どのぐらいの物価上昇というのが、なっているのか把握をされていたらお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

正確に何%というのはちょっと把握していないところですが、現時点で空き家修繕を10件の950万円を今年度予算で見込んでいたんですが、もうその件数を達したもんですから、今回、さらに10件ということ。今までが指定管理者が50万円以上ということでしたけど、今年度から80万円以上ということになりまして、市のほうで80万円で10件ぐらいで足りるんじゃないだろうかというところであったんですが、50万円から80万円までの間の金額がその分上がってきているのかなというふうに感じているところです。

○委員（松枝正浩君）

実際実績として、今、何件を修繕なさったのかです。お答えいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

修繕もエレベーターの修繕とか、ポンプの修繕とかあるんですが、空き家修繕としては、今12件、既に行っております。

○委員（木野田誠君）

今の件で空き家修繕ということは、入居してる人が退去して、新たに入居する人のために修繕する件数でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

入居していて、ちょっと悪いところがあるというのは指定管理者のほうでしてるんですけども。入居前にきれいにして入居していただくということで、前に住んでいた方が長く住んでいらっしやったりすると、床が悪かったり、壁の塗装がはげていたりということもあつたりしますので、そういうところも含めて入居前の修繕ということで既に12件修繕しているということです。

○委員（木野田誠君）

次に新規のがけ崩れ対策事業についてお伺いしますが、これは新規ということで挙げてあります。3年ぐらい前にですね覚えていらっしゃる方がいたら、状況を相談しましたので、その状況とこれと比較してほしいんですが、川原のところ、1軒の家が、裏が崩れて、それでここにポンチ絵に写真が出ておりますがこういう状況でですね家の壁がちょっと押されてきたということで対策をお願いしますと。そこは上のほうに水路も通ってたんですが対策をお願いしたら1件だからできないということでお断りをいただきました。ところが、今回このような件が出てきましたので、私の記憶ではあの時とこの時、今度のこの検討と全く同じような条件だよなあというふうに考えるわけですが、今回新規でこういうことが出てきたということは、1件でもそういう災害にあった家は、復旧をしますよというふうにとらえていいのかどうか。素人の意見ですから詳しく教えてください。

○建設部土木課長（笹田 純一君）

一般的な採択の要綱といたしましては、今回のですね雨が災害の激甚災害というふうな、激甚災

害指定を受けまして、それとまたあと激甚災害の指定を受けるとともに人家2戸以上、また、がけ地の高さが5m以上、1か所の事業費が600万円以上とかというふうな採択の要綱がありまして、これは基本なんですけどもそれで現地を見させていただきまして申請をするような方法をとっております。

○委員（木野田誠君）

ということは、私が前相談したときの状況は今課長おっしゃったその中に該当しないというような捉え方になろうかと思うんですが。今回の場合は特徴としては激甚災害であったということでしょうか。それと1軒は1軒ですね。

○建設部長（西元 剛君）

補足しますけれども。今課長も言いましたけれども、あくまでも被災人家は2軒以上が採択要件になります。激甚であってもですね、あとまた公共施設等があればまた別になりますけれども。平成30年度に一応あった法改正でちょっと指定されると思うんですけども、小規模な災害であっても激甚に指定されれば、人命を救うためにこういう法律が決まったものでございます。あくまでも急傾斜で採択要件に合わないもの、それに関して小規模であってもすくっていきましょうという法律改正で一応今回するものです。

○委員（木野田誠君）

確認ですけど激甚災害であって、しかも2件以上ということが条件ということでしょうか。

○建設部長（西元 剛君）

激甚災害にまず指定されること、そして5メートル以上のがけであること。そして2軒以上の人家があること、こういうのが条件にはなってきます。

○委員（有村隆志君）

激甚という考え方は、今、基本的には日本全国たいがい多いときは、激甚という扱いになりますけどそういう考え方でよかったですか。

○建設部長（西元 剛君）

激甚指定にはいろいろ本激とか局激とかいろいろあるんですけども、本激というのは雨に対して、今回大雨が降ったときに、この雨に対しての災害を、日本全国で激甚指定しようというのと。あと局激というのが、この地域に降った雨に対してこの地域を激甚災害に指定しようという二つあります。

○委員（有村隆志君）

どちらかであったらいいということですね。分かりました。それで、以前も私はこういうふうにあった。この前の年ですね。一応お願いしたことがあったんですがそれは2軒以上ありました。それはもう対象にならないということによかったですか。牧園のあったやつですね。

○建設部長（西元 剛君）

場所がちょっとはつきりしないんですけども。激甚指定であって先ほど言ったみたいにそういう採択要件に見合うものであれば、平成30年以降の一応法改正で定められた指定、あれですので、もし採択要件に合うのであればこういう形で救えると思います。現場はですね。

○委員（野村和人君）

引き続きこのがけ崩れ対策のところですけど、7月の大雨からの状態で、今現在、応急処置等をされて仮の状態なのか、それに対してどの程度の経費がかけているのかお示しいただきたい。

○建設部土木課長（笹田 純一君）

一応被災後にさらに被災受けないような形での防護はしてございます。またそれ以前に草原等をしまして測量等が必要だったものですから、草払いとかしております。実際、委託費、委託費は最初ですね、初期の段階での調査ということで執行はしております。

○委員（野村和人君）

それ以上被害が広がらないようにした工事は、草払い程度という意味合いになるんですか。そこ

を説明いただきたいと思います。

○土木課主幹（立山和幸君）

被災が7月3日でありまして、横川総合支所からブルーシートいただきまして、受益者っていうかその家の人たちで設置をしてあります。

○委員（野村和人君）

そしたら、土砂撤去とかは全くできず、ブルーシートのみの方策工事だったということではないですか。

○土木課主幹（立山和幸君）

家の裏の壁のボイラーの灯油缶、灯油缶というか、灯油を入れる給湯缶があるんですけど、それまで壁までちょっと土がのしかかっている状態でした。家の裏の通路が塞がっていましたので、またその家の方々に自力で撤去してもらいました。

○委員（前川原正人君）

先ほど土木課長のほうから口述書の中で、この河川費の河川管理事業費の3,484万6,000円と。これが繰越し明許費ということで次の会計に送るとのことなんですけれど。この中で府中第2樋門の工事請負費で詳細設計において既設の構造の品質試験検証に不測の日数を要したと、これが大きな要因であるということなんですけれど、大体どのような内容の状況だったのか、またその中でこれが完成をいつを目指しているのかお示しいただけますか。

○建設部土木課長（笹田 純一君）

委託業務の詳細もなんですけども、施設の構造物がもう35年以上経過しておりまして、図面もなく鉄筋の配筋等の構造が不明ということで、その探査ですね、鉄筋がどれくらい入っているかというような探査を行いまして、それで品質試験の検証に不足の日数を要しました。あと、工法の検討や河川協議が遅れたためということがあります。また、本施設は令和7年の梅雨までには稼働させたいという考えでやっております。

○委員（前川原正人君）

先ほど建築住宅課の中で、950万円が物価高騰だということでおっしゃったんですけど、大体その上がり率っていうのは、全体的に上がってるもんですか。例えば資材機材、様々、一つの家をつくるなり、改造するなり、修繕をするとなりますと色々なその業種が携わっていくわけなんですけど。そういう点で見たときにどのような資材、機材等が、大体全体が上がってるとは思ってるんですけど、その辺についてはどのように分析をされていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

資材全体が上がっていると考えています。燃料費等が上がることでその資材を作る過程において、石油だったり、電気だったりという全てにかかってきますので。何が特質で、鉄骨が特殊で上がっているとか、木材が上がっているとか、材料によってあるのかもしれないけれども、全体的に材料が上がっていると。もう一つは、労務費のほうもやはり人手不足ということもありまして、少し上がっているのかなというふうには感じているところです。

○委員（前川原正人君）

ちょっと聞き漏らしましたが、先ほどの繰越し明許費ですけど完成年度ですね。その樋門ですね。詳細設計の今までの35年も経過をしているとそういう図面もなかったと。それを全部検証しなきゃならないというのはわかりますけれど、大体、どれぐらいの日数が完成までにですね、必要となるというふうに予測をされていらっしゃるんですか。

○建設部土木課長（笹田 純一君）

この樋門の完成ということでよろしいですかね。詳細でいいますと工事自体はこの委託が上がってきた後を考えておりまして、予定としましては2月過ぎぐらいからの設計を行いまして、土工とか機械とか電気関係、巻上機等配電盤とかございますのでそういったのは、出水期のときはちょっと工事自体はできませんのでそういった電気関係、機械関係を出水期に行いまして、また梅雨時期

はですね、既設樋門を使って防災に努めてまいります。また、渇水期に入りましてから土工関係また取付を行いまして、令和7年の梅雨時期前までには稼働できるようにしたいというふうな考えがございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料のほうで、先ほどの災害関連地域の防災がけ地がけ崩れ対策事業ですけど、これは70%補助ですということなんですけどあとの30%の財源の出どころはどうなりますか。

○土木課主幹（立山和幸君）

事業費が2,450万円で5割が国で2割が県です。残り3割は財源はどういうことかということですが、事業費内でありますので一般財源になります。

○委員（木野田誠君）

建設部全体のことでお伺いしますけども、以前、3年ぐらい前でしたかね、この予算委員会でするに建設部に対して繰越しが非常に多いというような指摘をさせていただきまして、繰越しを減らしなさいというようなことを一応、委員長意見でも付け加えたいきさつがあるんですけども。そのときは事情は違いまして今、まず建設関係で働く人がいない。それから、災害が多いということで建設会社のほうも繰越しをさしてもらわないともう自分たちはその仕事は受けるわけにはいかないというような、建設会社のほうからもそういうような意見が出る状態です。多分そうだと思うんですけども、逆に言うところいうふうに繰越しが多くて、繰越しをしていくと素人考えですけども、まず最低半年は遅れてくるわけです。そうすると、また物価高騰、人件費を含めてですね、上がってくる。そうした場合繰越しされた金額よりも、新たに、物価高騰分をみなきゃいけないようになるんですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかということと、標準工期の確保が難しいということは全部書いてあるわけですけども、この辺は今どういうような、標準工期というふうに、難しいというようなふうにとらえていらっしゃるのかその2点を教えてください。

○建設部長（西元 剛君）

建設部に関しましては、工事は先ほど委員がおっしゃったように今週休2日制の制度であったりとかですね、そういう標準工期をきちんととらなさいと、国からの指示も出ておりますのであくまでも、工事請負に対しての標準工期というのは、きちんと守った形での工事発注という形にはなっております。その中で、先ほど言われましたちょっと従業員不足というところもありますけれどもあくまでも災害のこの発注の時期、災害であればどうしても梅雨明けの災害査定とかあったりして、その中で発注をしますので、年度末の発注になってしまうところもあるんですけど、今回の予算に関しましても、ほとんどが災害関係と、あとちょっと大規模なそういうちょっとしたトラブル、そういう品質試験の関係とかそういう関係もございまして。私たちもできるだけ繰越しはしないという形での発注を心がけているところであって何年か前に比べれば大分繰越しも少なくしていると思うところなんですけれども。その中で致し方ないところについてはもう工事の期間をきちんとった形で、繰越しを一応もやらしていただくという形になろうかと思っております。物価上昇に関しましても、現状で0.86から1.1ぐらいの物価上昇率という形になってますけれども、今後またさらに物価上昇があるのであればそれにならって変更して予算を確保していかないといけないという形で思っております。

○委員（木野田誠君）

先のですね、建設関係の方々と産業建設常任委員会との語らうかいの中でも、やはりその辺のですね、変動をやっぱりちゃんと行政には見てほしいというような、要望もありましたのでこの場につけ加えておきます。それから、工期の確保が難しいというのはですね、災害は特にそういう一連の流れからしますと、どうしても、繰越しをしないといけないということは、私どもも十分理解してるつもりですので、予算に上がらないことは非常に我々としては問題でありまして、工期の延長は致し方ないというふうに理解はしています。

○委員（野村和人君）

私も同様にこの繰越しについてどうなんだろうというふうに思っている一人でございます。このように不測の事態というような言葉が使われてしまうと、私らも検証のしようがないというかですね、中身についてどこまで聞けるのかっていうようなふうに思っているところでございます。現実的にそう判断せざるを得ないときっていうのはあるだろうとは想定するんですけども、実質上このスケジュール管理をどのようにして考えていらっしゃるのかまた、現実的にそう判断せざるを得ないという決断を担当課のみじゃなくて、どなたか副市長なりとか、そういう全般を見ての判断をされた上で、今回のような形で、繰越し明許を計上されているのか、そういった手順について御説明いただけませんか。

○建設部長（西元 剛君）

工事の発注の工程につきまして年度初めに、四半期で発注予定をきちんと各課でですね、示した形で予定を立てるんですけども、その中で、工事はどこもなんですけど建設部関係だけではないと思うんですけども、やはり用地交渉があったり、工事の中でトラブルがあったり、様々な要因があります。その中で不測の事態という表現はしてるんですけども、もちろんそういうものに関しては、きちんとその都度、回議で回して、上のほうまで決裁をいただいた中でやっておりますので、その中でもどうしてもやむを得ない場合にはやはりどうしてもこういう形で、繰越しをさせていただくという形になるかと思えます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで建設部への質疑を終わりますここでしばらく休憩します。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時35分」

「再開 午後 1時36分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第110号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金において、関係法令の改正に伴う介護保険受給者情報等の管理システム改修に要する経費を、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業において、令和6年度に終期を迎える第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の後継計画の策定に要する経費を計上しました。そのほか、障害児通所給付事業、後期高齢者医療事務、子ども医療費助成事業、養育医療費給付事業、児童扶養手当支給事業、母子生活支援施設措置事業及び子どものための教育・保育給付事業において、不足が見込まれる経費など、所要の経費を計上するものです。詳細については、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

はじめに、長寿・障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は7～10、15～18、31～32 ページ、予算説明資料は1～2 ページです。なお、各課からの説明は、予算説明資料を用いて行います。予算説明資料1 ページ、社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金については、令和6年4月の介護保険法施行規則改正に先立ち、介護保険受給者情報等の管理システム改修に要する経費の特別会計への繰出金245万円を計上しました。次に、予算説明資料2 ページ、障が

い者福祉費の障害児通所給付事業については、事業費の不足が見込まれることから、所要の経費 2 億 5,685 万 3,000 円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金 1 億 2,545 万 8,000 円、県負担金 6,272 万 9,000 円等を充当しています。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○保険年金課長（松元政和君）

続きまして、保険年金課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 9～10、31～32 ページ、予算説明資料は 2 ページです。予算説明資料 2 ページ、後期高齢者医療福祉費の後期高齢者医療事務については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金に係る令和 4 年度精算額 1,350 万 7,000 円を計上しました。以上で、保険年金課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

続きまして、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～12、15～20、33～34 ページ、予算説明資料は 2～4 ページです。予算説明資料 2 ページ、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業については、第 2 期霧島市子ども・子育て支援事業計画が令和 6 年度に終期を迎えることから、令和 5 年中に国が策定するこども大綱を勘案したこども計画や子どもの貧困対策推進計画を包含する後継計画を策定するための経費 640 万円を計上しました。なお、予算書 4 ページ第 2 表繰越明許費補正の 1 追加における、民生費、児童福祉費、児童福祉総務事業において、同事業分として 640 万円を計上しています。次に、予算説明資料 3 ページ、子育て支援推進費の子ども医療費助成事業及び養育医療費給付事業並びに児童措置費の児童扶養手当支給事業については、事業費の不足が見込まれることから、子ども医療費助成事業で 8,529 万 3,000 円、養育医療費給付事業で 456 万 9,000 円、児童扶養手当支給事業で 1,531 万円、それぞれ所要の経費を追加計上しました。特定財源として、子ども医療費助成事業では県補助金 1,609 万 1,000 円を、養育医療費給付事業では養育医療負担金 113 万 1,000 円、国庫負担金 171 万 8,000 円、県負担金 85 万 9,000 円を、児童扶養手当支給事業では国庫負担金 510 万 3,000 円をそれぞれ充当しています。次に、予算説明資料 4 ページ、こども育成支援費の子どものための教育・保育給付事業についても、同じく事業費の不足が見込まれることから、所要の経費 2 億 8,204 万 9,000 円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金 1 億 2,583 万 4,000 円、県負担金 5,700 万 8,000 円、県補助金 875 万 7,000 円を充当しています。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

○こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

続きまして、こども・くらし相談センター関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～10、15～18、33～34 ページ、予算説明資料は 4 ページです。予算説明資料 4 ページ、ひとり親家庭福祉費の母子生活支援施設措置事業については、事業費の不足が見込まれることから、所要の経費 404 万 1,000 円を追加計上しました。特定財源として、国庫負担金 202 万円、県負担金 101 万円を充当しています。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

続きまして、保健福祉政策課関係予算について、説明いたします。歳入歳出予算の補正はなく、債務負担行為の補正のみとなります。予算書の 5 ページをお開きください。第 3 表債務負担行為補正において、4 段目の霧島市総合福祉センター指定管理業務と 5 段目の霧島市温泉センター指定管理業務を追加しています。これらは、今定例会に提案しております議案第 95 号及び議案第 96 号において指定管理者を再指定しようとする国分総合福祉センターほか 1 施設、溝辺ふれあい温泉センターほか 2 施設の指定管理業務について、次期指定間期間の終期である令和 10 年度末までの債務負担行為を設定するものです。限度額は、指定管理の期間において、指定管理者との協定で定める管理費用となります。以上で、議案第 110 号令和 5 年度霧島市一般会計補正予算（第 8 号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

す。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

説明資料の3ページ、子育て支援課にお尋ねいたします。養育医療費給付事業の中の財源ですけれども、国の負担と県の負担と、それから養育医療負担金、この養育医療負担金というのがどのようなものの財源になるのか、御説明いただけますか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

養育医療の養育医療負担金につきましては、保護者負担金という形になっております。

○委員（松枝正浩君）

長寿・障害福祉課、子育て支援課、こどもくらし相談センターに共通した点で、お尋ねしますけれども、不足するというので今回増額の補正がなされているわけですが、長寿は障がい児通所給付事業、子育てにつきましてはこども医療費助成事業、そしてこどもくらし相談センターにつきましては母子生活支援施設事業、増になる状況、これがどういう状況であったのか。そしてまた、背景をどのように検証されてこの金額の計上に至ったのか、説明をそれぞれ行っていただいでよろしいでしょうか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

長寿・障害福祉課関係の増の説明をいたします。児童発達支援事業、サービスのほうになるんですが、実人員が令和4年度で624名でした。令和5年度は641名。17人の増加です。実人員ですこれは。放課後等デイサービス事業が、実人員が令和4年度で815名、令和5年度で855名、実人員で40名の増加となっています。これは実人員の増加の部分になります。続きまして、月平均の請求額、事業所からの平均の請求額になりますが、これを比較してみますと、児童発達支援のほうは、令和4年度では、8万5,113円でした。一月当たり。令和5年度が9万7,846円、1万2,733円の増加になっております。放課後等デイサービス事業のほうですが、こちらが令和4年度では7万8,437円。令和5年度では8万9,055円となり、1万6,118円〔41ページに修正あり〕の増加となっています。これについては、手厚い支援の結果から、扶助費が増加したというふうに思っております。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

こども医療費助成事業について説明いたします。こちらの事業につきましては、令和4年度の同時期と比べまして、総事業費のほうが1.34倍ほど増加している状況でございます。その背景といたしましては、コロナの利用控えであったものが、これが落ちたことによって解消されてきたこと、それから、今年度インフルエンザが大分流行いたしております。これまでマスクを着用していたものが、マスク着用がなくなったとか、そういったことも、要因として考えられるところです。そういった状況から医療費総額が増加していると考えております。

○保健福祉部こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

母子生活支援施設措置事業につきましては、まず母子生活支援施設というのがDV被害等がありました母子を避難させまして、安全の確保だったり、自立に向けた支援を行う事業でございまして、その中で、母子で避難されたいという市民の方を、そちらのほうに避難させる形になるんですけども、令和5年と言いますと、3世帯入所されまして、2世帯退所されたという形になります。DV被害につきましては突然発生したりする形もありまして、入所は緊急措置として行う関係もありまして、費用のほうは、増加するということが背景という形になっております。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

先ほど答弁いたしました同時期に比べ1.34倍というふうにいたしました但し補足をさせていただきます。こども医療費助成事業のほうで、自動償還払方式と、現物方式がございまして、自動償還払いにつきましては、1.34倍ほど、現物給付につきましては、1.2倍ほど増加しております。

○委員（前島広紀君）

子育て支援課にお伺いしますけれども、2ページのところなんですけど、拡充として児童福祉総務管理事務事業の中で、令和6年度に第2期霧島市子ども子育て支援事業計画が終期を迎えることか

ら、少し飛ばしまして、後継計画の策定を行うということのために、640万円計上してるわけなんですけれども、霧島市の第2期の後継計画を策定するために、委託料ってあるんですけれども、これはどっかに委託して霧島市の後継計画を策定するという事なんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

後継計画の策定に当たっては、ニーズアンケート調査、それから計画の本体策定の業務が出てきます。こちらにつきましては、民間委託を行って、作業を進めることにしております。

○委員（有村隆志君）

一応、これは債務負担行為で出てくるわけですけど、これいつぐらいに結論が出るものですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

こちらのほうは、明許繰越しで設定いたしております。この計画のほうは、大変、子ども計画であったり、それから貧困の計画、そういったのを包括する形で策定を考えております。そうしたことで大変ボリュームのある内容、作業というのが発生してくるかと考えております。そういったことから、今年度中に、ニーズアンケート調査を行いまして、それらを分析しながら、来年度、本体計画の策定に入っていくというスケジュールを考えております。

○委員（有村隆志君）

ということは、来年度が子ども施策を進めてくるというのでそこら辺を反映してくるという考えでよろしいですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

先ほど答弁のほうにも触れましたが、今、国が策定を進めております。子ども大綱、こちらのほうを踏まえる形で、計画のほうを策定していくことといたしております。

○委員（前川原正人君）

それぞれ共通しているのは、いわゆる介護保険の特別会計の繰出金にしても、令和6年4月の介護保険施行規則改正に先立ってと、今度はまた、説明資料の児童福祉総務費のほうも、令和6年第2期、霧島市子ども子育て支援事業計画が終期を迎えると、令和5年中に国が策定する子ども大綱を勘案した霧島市としての方向性を見いだすよと。それぞれ、国の動向によって霧島市を決めていくというふうになるんですけど、大体その状況っていうのが、本年中にやっていかなければ、来年中には間に合わないのではないかと、若しくは、最低でも、1月2月の中旬ぐらいまでには、ある一定程度の方針を決めていかなければ、それを、方向性が見いだせないんじゃないかという気もするんですけど、その辺の段取り的な部分というのはどうなんですか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

それでは、介護保険の一般会計の繰出金についてです。これはもう法の改正が成立しておりますので、6年の4月から、施行されるということになっております。ですので3月までには、システムの改修を行わなければならないということになっております。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

霧島市子ども子育て支援事業計画のほうですが、先ほど答弁いたしました、大変ボリュームのある計画ということで、もう今年度中から、そういったニーズ調査等に取りかかり、来年1年かけて、そういった内容精査しながら分析しながら、計画を策定していくことといたしております。

○委員（前川原正人君）

ニーズ調査って言っても、無作為抽出で、人を特定しないで、無作為でコンピューターで、いわゆる抽出をして、そしてそれを反映させるのか、どのような方法をとられようと想定していらっしゃるんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

このニーズ調査につきましては2種類ほど考えております。子ども子育て支援のためのニーズ調査といたしまして、霧島市に居住されている0歳から小学校3年生までの児童がいる世帯3,500世帯を無作為に抽出するアンケート、それから、子供の生活に関するアンケートとしまして、霧島市内

の市立小学校の小学5年生、それから中学校2年生の児童及び保護者を対象にしたアンケート調査というのを考えております。

○委員（前川原正人君）

人数的には、大体、ニーズ調査は大体最低に2,000人をとれば、そういう動向が分かる、意識調査が完了するというのが通常の見方なんですけど、その辺についてはどうなんですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

ニーズ調査につきましては、3,500世帯を無作為に抽出して行います。これは、霧島市内に居住している0歳から小学3年生までの児童がいる世帯を対象にしています。理由としましては、昨年企画政策課が行いました、霧島市の総合基本計画策定時に、最低これだけの人数を、調査をすれば、全体の大まかな結果が得られるというような、指標がございましたので、それらを参考にして、世帯数を決めております。

○委員（前川原正人君）

ゼロ歳から3歳というふうに聞こえたんですがそうじゃなくてゼロ歳から小学3年生までを対象にして、いずれも、子育て、ニーズ調査として、子供生活に関する調査だったり、それから子育ての調査だったり、両方を全体で3,500世帯でというそうじゃないんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

3,500世帯というのは、霧島市に居住している0歳から小学校3年生までの児童がいる世帯になります。この3,500世帯から無作為に抽出するというのが一つの調査。もう一方の子供の生活に関するアンケート調査のほうは、霧島市に小学校5年生、それから中学校2年生の児童及びその保護者、全員に対してのアンケート調査になります。

○委員（前川原正人君）

小学校5年と中学校2年生は全部網羅しますよという理解でいいんですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

そのようなお考えでよろしいかと思えます。

○委員（前川原正人君）

そうすると相当な人数、になると思うんです。大体どれぐらいを想定していらっしゃるんですか
[41ページに答弁あり]。

○委員長（久木田大和君）

後ほどお願いします。

○委員（野村和人君）

同じくこの計画の件ですけれども委託料640万円の部分がこのニーズアンケート調査以外にもあるのか、お示しいただけますか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

アンケート調査以外にも、調査結果の分析、あるいは成果物の納入、そういったものまで含めて、640万円というふうに計上しております。

○委員（野村和人君）

成果物等は、冊子にするということよろしいですか。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

データとして、納入していただきます。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

補足いたします。こちらの640万円というのは、ニーズ調査だけでなく本体策定の委託料のほうも含まれております。

○委員（野村和人君）

その割合は分かりますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

後ほど回答いたします。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

先ほど松枝議員からの質問に対しまして、私のほうが、放課後デイサービス事業のほう、令和4年度分が7万8,437円、令和5年度が8万9,555円。その差額を1万6,018円と言っておりましたが、実際は1万618円です。修正をお願いいたします。

○子育て支援課主幹兼子ども・子育てグループ長（小橋朋彦君）

先ほど野村委員からお尋ねのありました、640万円の内訳としましては、計画策定の委託業務が約25%、残りのアンケート調査が75%ということになっております。それと、先ほど、前川原委員から御質問のありました、小学5年生と、中学2年生の人数の割合ですが、それぞれ1,200名ほどということで、計上しております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第110号の保健福祉部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時08分」

△ 議案第111号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第111号霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。執行部の説明をお願いします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第111号令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。今回の補正予算は、国民健康保険のシステム導入に係る債務負担行為を補正しようとするものです。詳細につきましては、保険年金課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部保険年金課長（松元政和君）

議案第111号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。予算に関する説明書は3ページです。債務負担行為の補正については、市町村事務処理標準システム導入委託を令和6年度まで設定しています。特定財源については、県支出金の保険給付費等交付金になります。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今、口述でもありましたように、令和6年度までを一応債務負担として設定がなされるということなんですけど、どのようなそのシステムの改修スケジュールなのか、説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○保健福祉部保険年金課国民健康保険グループ長（蔵原寛久君）

本市の基幹業務システムは行政システムのアクロシティを使用しているところです。行政システムは、アクロシティの国保については、事務処理標準準拠システムへの移行を予定していないということですので、まず、厚生労働省の見解、現在、債務負担行為をあげております事務処理標準システムにアクロシティを移行します。それを、来年の12月までに行いまして、その後、令和

7年度当初予算になるかと思えますけれども、今度は国の市町村事務処理標準準拠システムというのに再度移す必要がございます。それが、市全体で市民課とかも含めて移していく必要がございますので、同タイミングで運用を開始する運びとなっておりますけれども、それが令和7年の11月頃を予定しております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第111号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時12分」

「再開 午後 2時13分」

△ 議案第112号 令和5年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第112号霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。執行部の説明をお願いします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第112号令和5年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明いたします。今回の補正は、令和6年4月の介護保険制度改正に先立ち、介護保険受給者情報等の管理システムの改修を行うにあたり、所要の経費を追加計上するもので、歳入歳出それぞれ490万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億8,351万3千円とするものです。詳細については、長寿・障害福祉課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

それでは、今回の補正予算の歳入歳出予算の内容を説明いたします。歳入予算について、予算に関する説明書8～9ページをお開きください。介護保険受給者情報等の管理システムの改修経費の特定財源は、(款)3国庫支出金(項)2国庫補助金(目)5電算システム改修事業補助金245万円、次ページの(款)7繰入金(項)1一般会計繰入金(目)6電算システム改修関係繰入金245万円を計上しています。歳出予算については、予算に関する説明書12～13ページをご覧ください。システムの改修経費については、(款)1総務費(項)1総務管理費(目)1一般管理費(節)12委託料490万円を計上しています。別紙、説明資料は、ただいま説明しました内容となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第112号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時17分」

「再開 午後 2時18分」

△ 議案第113号 令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、上下水道部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

議案第113号 令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明します。本議案は、令和5年度霧島市下水道事業会計予算に定めた債務負担行為について、事項を追加しようとするものです。詳細については、下水道工務課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○下水道工務課長（三島由起博君）

令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算書（第2号）の1ページ、補正予算（第2号）に関する説明書の2ページ及び説明資料をご覧ください。説明資料を用いて説明します。日当山地区調整池整備に関して、当初、令和5年度から7年度に分割発注して整備する計画で、令和5年度の支出予算に土木工事費用の一部を予算措置していましたが、後年度の土木工事、機械・電気設備工事等とあわせて一体的に整備することで、円滑な事業進捗が図られることから、今回補正予算で令和6年度から令和7年度までの期間、4億1,300万円の債務負担行為を追加しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○副委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今、説明資料が出されているわけですがけれども、2のほうの、令和6年度から令和7年度の予算ということで債務負担行為ということで追加ということで、4億1,300万円が出てきているわけですがけれども、その金額の横に、土木工事、機械・電気設備工事ほかということでありますけれども、おおよそ、この工種をわけたときに、この金額の割合とか、金額はどのぐらいの金額になるのかというのをお示ししていただいでよろしいでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、土木工事費になりますけれども、内訳が3億6,300万円を見込んでおります。それと機械・電気設備につきましては、5,000万円を見込んでいます。この土木工事費には、場外の整備、フェンス等の交付金の対象にならない事業費も含まれております。

○委員（松枝正浩君）

機械の中に電気設備も入っているということでよろしいですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

おっしゃったとおりです。

○委員（松枝正浩君）

最後になりますけれども、6年から7年度の債務負担ということになりますけれども、この支払いをどのような形で、例えば6年度に幾ら払うのか、7年度に幾ら払うのか、7年度に一括して払うのか、どのような想定をなさっているのかお示しいただけますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

一応、今現在考えておりますのが、今の支出計画としましては、令和6年度に2億9,300万円。令和7年度に1億2,000万円を限度額として支払う予定と考えております。

○委員（野村和人君）

もう少し一体的に整備することで円滑な事業進捗という意味合いがもう少し分からないんですけども、そこについて説明等、現実的にいつ出来あがるということになるんですかね。確認を。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、一体的な整備でのメリットということで御説明いたしますと、債務負担行為を設定することで計画的な事業執行が可能になるということと、工事についても、工種が、土木工事、電気・機械設備ということで、いろんな工種が輻輳してありまして、また、現場の条件につきましても、周辺が宅地化されておりまして、現場条件も非常に厳しいところもございますので、一体的に、一つ

の事業として発注して整備することで、円滑な整備が進められるというふうに考えているところで。それと、もう一点が、完成年度につきましては、先ほどのちょっと繰り返しになりますけども、現場的に道路が狭い状況がありまして、周辺は宅地に囲まれておりますので、周辺の住民の方々の理解をいただきながら進める必要がある現場というふうに認識しております。ですので、今、債務負担の中でもございます通り、令和7年度までの債務負担と設定しておりまして、令和7年度末までの完成を目指して今計画を進めているところでございます。

○委員（野村和人君）

この日当山地区調整池整備、この調整池が7年までかかるということ。第1調整池だけで7年度までかかるということよろしいですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（有村隆志君）

こういう施設は、市内に、今回こういう形で造るのは初めてだと思うんですけど、山形屋の下にあるっていうのは知ってるんですけども、これがもう見える形で、ちょっとこういう、居住されてる中で造るわけですけど、これも私は市内にもたくさんそういうところが、この施策というのはすごく有効な手段だと思うんですけども、今後またほかの所の計画はないんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

現在公共施設として調整池整備をしているところは、今、有村副委員長がおっしゃったとおり地下貯留槽の2か所でございます。オープン型の調整池については、今回こういった調整池整備するのが初めてだというふうに考えております。今後、調整池というのも有効な浸水対策の施設になりますので、計画しているところで申し上げますと、今、国分中央地区の浸水対策として、国分運動公園駐車場調整池に地下貯留槽を整備する計画で、現在進めているところでございます。

○委員（有村隆志君）

おっしゃるように、有効な手段だと思うんで、今後も、まだ国分高校の裏のあたりも子どもさんが歩くのに、もう膝あたりまでくるみたいな状況もあるということですので、そこはちょっといろんなことがあるので、いろいろ検討していただいて、今後もほかの所へ使える有効な手段だと思いますので、研究をさらに続けていただきたいと思います。要望します。

○委員（木野田誠君）

すいません、この調整池の大きさがここに表示してあるんですけども、我々にはちょっと分かりにくいです。よく言われるプールでどういうふうになるとかいうような表現ができれば教えてください。

○下水道工務課長（三島由起博君）

こちらの調整池の計画容量につきましては4,100 m^3 、4,100 tということになりまして、25mプールに換算しますと、約9.7面、10面弱ぐらいの容量になります。25mプール一つでということ。コースというよりは。一般的なプールで計算するとなんですけれども、25m幅で、25m×12.5mの深さが1m35で、大体一般的な25mプールということで、422 m^3 で換算しますと、約10面弱ぐらいの容量になります。

○委員（前川原正人君）

確認をさせていただきたいのは、雨水管理計画がございましたよね。それとの整合性もしっかりと図ってあるという理解でいいんですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

雨水管理総合計画の当初の計画におきましては、こちらの当該調整池の計画容量5,300 m^3 で計画しておりました。ただやはり周辺の宅地化が進行したことと、あと基礎調査を行う中で、基礎地盤が非常に悪い状況がございまして、支持層が50mということで、大きな重量構造物をつくるのが難しい状況が出てまいりました。宅地化の進行と、それと構造的になかなか基礎地盤が深いところに

あるということを勘案しまして、設計を変更してきました。ということで、大型の車両が入らない構造、土羽で図面をちょっと示しておりますけども、2割の法面勾配をつけて重量を減らすというか、大型構造物にならない、深く掘らずに済む工法ということで、変更しました結果、4,100m³ということになりましたので、それを補完するための、調整池を別途、上流側に計画をしまして、先だって手続を一通り、都市計画決定、それから下水道法の事業計画の変更等も終えまして、第2調整池ということで、今後、計画を進めていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

最終的には雨水管理計画等にちゃんと合致するように、計画を進めていきますよというそういう理解でよろしいんですね。

○下水道工務課長（三島由起博君）

前川原委員がおっしゃったとおり、計画との整合性をとって、一部こういった変更も手続をしながら、整合性をとりながら、計画を進めております。

○委員（木野田誠君）

この調整池ができることによって、どのあたりの雨水対策に効果が出てくるのか教えてください。

○下水道工務課長（三島由起博君）

この当該調整池の場所が、地図にも示してあります通り、東郷の交差点から入ったところに調整池を設けることとなります。この調整池の横に、ずっとこの地区内の排水路がありまして、最終的に天降川に放流する形になっております。特に、この下流側に排水機場がちょうどあるんですけども、やはり、昨今のこういう集中的な豪雨によって能力を超えるような雨が降っていますので、その影響を受けまして、どうしても東郷交差点であったり、中須公民館というところがすぐそばにあるんですけども、そういったところが浸水被害を受けている状況です。ですので、この調整池で一時雨水を貯留することで抑制を図りまして、浸水被害の軽減を図ろうとするものになります。西郷どんの湯はまた排水区域がちょっと別でございまして、排水機場の整備を今進めているところでございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで上下水道部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時31分」

「再開 午後 2時35分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより補正予算関係の議案処理を行います。

△ 議案第110号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第110号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第8号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第110号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号については、全会一致で、原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

△ 議案第111号 令和5年度霧島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第111号、令和5年度霧島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第111号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第111号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 令和5年度霧島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第112号、令和5年度霧島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第112号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第112号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第113号 令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第113号、令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第2号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第113号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久木田大和君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（松枝正浩君）

2点ございまして審査の中でも答弁でいただいたんですけども、110号のほうで、本来令和5年度の当初予算で上げるべきものではなかったかという問いに対して、検討をしていくというようなところで、補正で上げることが妥当だったのかというのが内部でも非常にもめたものでありますけれども。当初予算で上げられるものについては、上げていただくような内部の検討をしていただきたいということと、113号につきましては、非常に市民の皆様方も浸水冠水対策で困っているところもございまして、できるものについては、事業の進捗を前倒してでもやっていくということを一応お願いをしたいと。

○委員長（久木田大和君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長 久木田 大和